
資 料 編

第1編 防災上注意すべき自然条件

1 重要水防箇所一覧

(1) 直轄管理区間（阿賀野川重要水防箇所）

【左岸】

河川名	位置				管理団体	重点 区間	A ランク	B ランク	要注意区 間	現況	対策水防工法
	市	大字	距離標								
			始点(km)	終点(km)							
阿賀野川	阿賀野	渡場	28.8	28.8+100m	阿賀野市				100	旧川跡	

【右岸】

河川名	位置				管理団体	重点 区間	A ランク	B ランク	要注意区 間	現況	対策水防工法
	市	大字	距離標								
			始点 (km)	終点 (km)							
阿賀野川	阿賀野	法柳	11.40 +100m	11.60	阿賀野市			171		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	法柳	11.60	11.60 +190m	阿賀野市	190	190			堤体漏水 B 基盤漏水 A 越水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	阿賀野	法柳	11.60 +190m	11.60 +200m	阿賀野市			10		堤体漏水 B 基盤漏水 B 越水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工 積み土のう工
	阿賀野	法柳	11.60 +200m	11.60 +210m	阿賀野市			10		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	法柳	11.60 +210m	11.80 +20m	阿賀野市	67	67			堤体漏水 B 基盤漏水 A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	深堀	12.20 -100m	12.20 +100m	阿賀野市	200				漏水の恐れあり	月の輪工・釜段工
	阿賀野	深堀	12.80 +98m	13.00	阿賀野市			60		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	深堀	13.00	13.00 +10m	阿賀野市	10	10			堤体漏水 A	シート張工・築廻し工
	阿賀野	深堀	13.00 +10m	13.60	阿賀野市			503		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野 新潟	下黒瀬 沢梅	15.60	15.80 +100m	阿賀野市 新潟市				370	旧川跡	
	阿賀野 新潟	京ヶ瀬工業 団地 沢梅	16.60	16.80 +100m	阿賀野市 新潟市				324	旧川跡	
	阿賀野	京ヶ瀬工業 団地	16.90	17.40	阿賀野市			411		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	京ヶ瀬工業 団地	17.40	17.70	阿賀野市			182		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	京ヶ瀬工業 団地	17.70	17.90	阿賀野市			78		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	京ヶ瀬工業 団地	17.90	18.70	阿賀野市			181		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	京ヶ瀬工業 団地	18.20 +4m	18.20 +12m	阿賀野市	16		16		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	下里	18.70	19.00	阿賀野市			145		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	下里	19.00	19.43	阿賀野市	424	424			越水 B 堤体漏水 A	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	下里 嘉瀬島	19.43	19.90	阿賀野市			442		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工
	阿賀野	嘉瀬島 粕島	19.90	20.40	阿賀野市			601		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	粕島	20.40	20.40 +10m	阿賀野市	10	10			基盤漏水 B 堤体漏水 A	シート張工・築廻し工 月の輪工

河川名	位置				管理団体	重点 区間	A ランク	B ランク	要注意区 間	現況	対策水防工法
	市	大字	距離標								
			始点(km)	終点(km)							
阿賀野川	阿賀野	粕島	20.4 +10m	20.60	阿賀野市			283		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	粕島	20.60	20.62	阿賀野市			32		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	粕島	20.62	20.69	阿賀野市	112	112			越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	粕島	20.60 +50m	20.80	阿賀野市				270	旧川跡	
	阿賀野	水ヶ曽根	20.69	20.80	阿賀野市			176		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	水ヶ曽根	20.80	21.00	阿賀野市			339		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	分田	21.00	21.10	阿賀野市			119		基盤漏水 B	月の輪工・釜段工
	阿賀野	分田	21.00	21.00 +90m	阿賀野市				90	旧川跡	
	阿賀野	分田	21.10	21.20 -55m	阿賀野市			64		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	分田	21.20 -55m	21.20 -5m	阿賀野市	50	50			堤体漏水 A 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	分田	21.20 -5m	21.40	阿賀野市			286		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	上福岡	21.40	21.90	阿賀野市			421		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	上福岡	21.90	22.00	阿賀野市			39		基盤漏水 B	月の輪工・釜段工
	阿賀野	小浮	22.70	23.00	阿賀野市			188		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	小浮	23.00	23.01	阿賀野市	7	7			堤体漏水 A	シート張工・築廻し工
	阿賀野	小浮	23.50	23.50 +100m	阿賀野市			100		旧川跡	
	阿賀野	小浮	23.01	23.10	阿賀野市			59		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	千唐仁	23.30	23.80	阿賀野市			459		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	千唐仁	23.80	24.10	阿賀野市			306		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.10	24.30	阿賀野市			233		越水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.20 +50m	24.40 +50m	阿賀野市				228	旧川跡	
	阿賀野	千唐仁	24.30	24.20 +140m	阿賀野市			22		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.20 +140m	24.20 +170m	阿賀野市	30	30			越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 A	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.20 +170m	24.40	阿賀野市			294		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工 シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.40	24.60	阿賀野市	166	166			越水 B 堤体漏水 A 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.60	24.60 +100m	阿賀野市			100		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	千唐仁	24.60 +100m	24.80 +69m	阿賀野市	169	169			越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 A	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	千唐仁 小浮	24.80 +69m	25.20	阿賀野市			346		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	小浮	25.20	25.31	阿賀野市			110		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工

河川名	位置				管理団体	重点 区間	A ランク	B ランク	要注意区 間	現況	対策水防工法
	市	大字	距離標								
			始点(km)	終点(km)							
阿賀野川	阿賀野	小浮	25.31	25.34	阿賀野市	30	30			堤体漏水 A 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	小浮	25.34	25.50	阿賀野市			178		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	小浮	25.60	25.80	阿賀野市				226	旧川跡	
	阿賀野	小浮	25.50	25.876	阿賀野市			419		基盤漏水 B	月の輪工・釜段工
	阿賀野	小浮	26.20	26.40	阿賀野市	222	222			基盤漏水 A	月の輪工・釜段工
	阿賀野	小浮	26.40	26.80	阿賀野市			524		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	小浮	26.50 -140m	27.00 -200m	阿賀野市			561		旧川跡	
	阿賀野	保田 新保	26.80	27.00	阿賀野市			228		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	保田 新保	27.00	27.20	阿賀野市			301		堤体漏水 B	シート張工・築廻し工
	阿賀野	保田 新保	27.00	28.80 +100m	阿賀野市				2,169	旧川跡	
	阿賀野	新保	27.20	27.80	阿賀野市			859		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	新保	27.80	27.85	阿賀野市	44	44			堤体漏水 B 基盤漏水 A	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	新保	27.85	29.40	阿賀野市			1,336		堤体漏水 B 基盤漏水 B	シート張工・築廻し工 月の輪工・釜段工
	阿賀野	新保	29.40	29.51	阿賀野市			95		越水 B 堤体漏水 B 基盤漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工・月の輪工 釜段工
	阿賀野	渡場	29.51	29.60 -57m	阿賀野市			143		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	渡場	29.60 -57m	29.60 +43m	阿賀野市			100		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	渡場	29.60 +43m	29.60 +65m	阿賀野市			22		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	渡場	29.60 +65m	29.80 +100m	阿賀野市	270	270			越水 B 堤体漏水 A	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	渡場	29.80 +100m	30.30	阿賀野市			393		越水 B 堤体漏水 B	積み土のう工・シート張工 築廻し工
	阿賀野	渡場	30.30	30.60	阿賀野市			396		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	渡場	30.60 +110m	30.80 +70m	阿賀野市	145	145			水衝・洗堀 A	木流し工・川倉工
	阿賀野	草水 小松	31.80	32.60	阿賀野市			799		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	小松	32.60	33.00	阿賀野市		397			越水 A	積み土のう工
	阿賀野	小松	33.00	33.20	阿賀野市			199		越水 B	積み土のう工
	阿賀野	小松	33.20	33.40	阿賀野市		169			越水 A	積み土のう工
	阿賀野	小松	33.40	34.00	阿賀野市			504		越水 B	積み土のう工

【構造上危険な構造物】

位置				構造物名	設置者名 (管理団体)	現況	現況	予想される 危険	対策水防工法
都市	区	大字	河口からの距離						
新潟 阿賀野	江南区	横越 下黒瀬	左 13.4+180m 右 13.6+130m	横雲橋	新潟市	B	桁下高不足 B 径間長不足	越水	積み土のう工
新潟 阿賀野	秋葉区	中新田 下里	左 18.2+90m 右 18.2+5m	羽越本線鉄橋	J R 東日本	B	桁下高不足 B 径間長不足	越水	積み土のう工
新潟 阿賀野	秋葉区	中新田 下里	左 18.2+175m 右 18.4+20m	阿賀浦橋	新潟県	B	桁下高不足 B	越水	積み土のう工
五泉 阿賀野		馬下 小松	左 32.4+120m 右 32.4+120m	馬下橋	新潟県	B	径間長不足	越水	積み土のう工

(2) 県管理区間

河川 番号	河川 名	位 置		現況 評定 基準	重 要 度			要注意 区 間	予想 される 危険	対策水防 工法
		市名	町名		重点区間	A	B			
9	駒林川	阿賀野	駒 林 中央町	越水	右 400 左 400	右 1,000 左 1,000	右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
10	福島湯	阿賀野	飯山新	越水			右 1,000		越水	積み土のう工
15	荒川川	新発田 阿賀野	中之通 中ノ通	越水			右 1,000 左 1,000		越水 欠壊	積み土のう工 シート張り工
18	割石川	阿賀野	勝 屋	越水			右 700 左 700		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張り工
19	上江川	阿賀野	折 居	水衛・洗掘			右 800 左 800		欠壊	積み土のう工
		阿賀野	折 居	越水		右 700 左 700			越水	積み土のう工
20	安野川	阿賀野	金 沢 小 里	新堤防 (H30)				右 3,150 左 3,150	欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張り工
		阿賀野	百 津 荒 屋	堤体漏水			右 2,480 左 2,470		欠壊	積み土のう工 木流し工 シート張り工
		阿賀野	百 津 荒 屋	堤体漏水		右 620 左 650			欠壊	月の輪工 シート張り工
		阿賀野	荒 屋 大 室	越水			右 4,200 左 4,200			
		阿賀野	山 寺	越水		右 500			越水	積み土のう工
21	大荒川	阿賀野	大野地 次郎丸	堤防高			右 4,700 左 4,700		欠壊	積み土のう工 シート張り工
22	大通川	阿賀野	榎 日の出町	越水			右 3,800 左 3,800		越水	積み土のう工
		阿賀野	横 山 須 走	越水			左 850		越水	積み土のう工
23	塚田川	阿賀野	山 倉 山 崎	越水			右 2,400 左 4,430		欠壊	積み土のう工 シート張り工
26	大日川	阿賀野	大 室	越水		左 600			越水 欠壊	積み土のう工
27	七浦川	阿賀野	大野地	水衛・洗掘			右 1,050 左 1,050		越水	積み土のう工
		阿賀野	大野地 宮 島	越水		右 650 左 650	左 580		越水	積み土のう工
28	ム沢川	阿賀野	村 杉	越水			右 200		越水	積み土のう工
29	古川	阿賀野	粕 島 川 前	越水			右 2,900 左 2,900		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
44	都辺田川	阿賀野	保 田 福 永	堤体漏水			右 3,200 左 3,200		欠壊	積み土のう工 木流し工
49	川 藤戸	阿賀野	草 水	越水			右 500 左 500		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工

(3) 阿賀野市災害危険箇所及びパトロール地区一覧

【安田地区】

危険箇所	状況	対処方法	担当課
原町 都辺田川	宅地浸水	ポンプ排水	建設課
久保 紅丸アパート付近	道路冠水	常設ポンプ排水	建設課
ホリスティックパーク	浸水	施設撤去	公園管理事務所
安田橋運動公園	浸水	施設撤去	生涯学習課
小松 大沢川樋門	施設管理	交通規制・ポンプ排水・水門操作	建設課 (河川事務所)
都辺田川 17号・18号樋門	施設管理	水門操作	建設課 (新潟県)
ホテルさきはな	浸水	避難指示	危機管理課
東部産業団地 あがの池	調整池	日常の管理でゴミを除去する	商工観光課
岩野 産業団地排水路	越水・農地被害	日常の管理でゴミを除去する	建設課
宝珠温泉	駐車場冠水	車両の迅速な移動	商工観光課
十王堂川	内水氾濫	ポンプ排水・川沿線土のう積	建設課
藤戸川	内水氾濫	土のう積	建設課 (新潟県)
丸山 海老漣川上山橋	法面崩壊	土のう積	建設課
国道49号 山本新アンダーボックス	道路浸水	通行止め・バリケード設置	農林課
国道49号 南郷アンダーボックス	道路浸水	通行止め・バリケード設置	建設課
県道白根・安田線 新江用水路アンダーボックス	道路浸水	通行止め・バリケード設置	建設課

【京ヶ瀬地区】

危険箇所	状況	対処方法	担当課
緑岡4地内 市道緑岡前山線沿線	道路側溝浸水 道路・宅地浸水	処理場内雨水排水ポンプ稼働 確認・調整池確認・土のう積	建設課
京ヶ島～関屋地内 田区	道路浸水 田区浸水	関屋187号浸水の場合 →バリケード設置	建設課
月崎地内 花立川沿線	河川溢水 道路・宅地浸水	堤防土のう積み バリケード設置・誘導員配置	建設課
小島～川前地内 古川沿線田区	河川溢水 田区浸水	小島265号浸水の場合 →バリケード設置	建設課
小島集落内 小島258号沿線	道路側溝溢水 道路・宅地浸水	土のう積み・バリケード設置 誘導員配置	建設課
深堀集落内 深堀46号沿線	道路・宅地浸水	土のう積み・バリケード設置 誘導員配置	建設課
国道460号下里地内 JRガード下	道路側溝溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 (株三浦組)	建設課

阿賀野川右岸堤防 市道堤防線	堤防溢水・決壊	土のう積み他水防活動	建設課 (河川事務所)
阿賀野川右岸堤防水門	施設管理	水門操作	建設課 (河川事務所)
阿賀野川河川敷 籠尻川河川公園	河川高水敷溢水	公園施設撤去	公園管理事務所
市道堀越京ヶ瀬工業団地線 下里地内 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置 (株三浦組)	建設課 (新潟市江南区)
市道京ヶ島 171 号 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置	建設課
市道窪川原上黒瀬線 窪川原地内 籠尻川交差点付近	河川溢水 道路浸水	バリケード設置・誘導員配置	建設課 (新潟市江南区)

【水原地区】

危険箇所	状況	対処方法	担当課
中央町 1 丁目 白鳥通付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
中央町 1 丁目 天朝閣付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
岡山町 天朝山脇	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
中央町 2 丁目 堰場付近	道路・宅地冠水	通行止・バリケード設置	建設課
下条町 無為信寺前	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
南安野町 国道 460 号	道路浸水	通行止・バリケード設置 (株井上土木)	新潟県
中島町 中島 4 付近	道路冠水	通行止・バリケード設置	建設課
押切 白川堰	施設管理	現場確認・水門操作	建設課
大野地樋門	道路浸水 施設管理	水門操作 ポンプ設置(株加藤組)	建設課
水ヶ曾根 古川堰	施設管理	水門操作・ポンプ排水	建設課 (河川事務所)
安野川右岸線 J R アンダーパス	道路浸水	通行止・バリケード設置	建設課

【笹神地区】

危険箇所	状況	対処方法	担当課
上関口～下山屋 新潟五泉間瀬線 塚田川沿線	河川溢水 道路浸水	通行止・バリケード設置 折居川改修により危険性は減少	建設課
宮島地内 七浦川	河川溢水 道路浸水	堤防土のう積み バリケード設置	建設課 (新潟県)
村杉地内 山水道路横断箇所	宅地浸水	土のう積み	建設課
押切地内 集会所～集落入口	道路側溝浸水 宅地浸水	土のう積み	建設課
笹岡地内 御巡幸線・新潟五泉間瀬線交差点	河川溢水 宅地浸水	土のう積み 通行止・バリケード設置	建設課
船居～高田地内 大通川右岸	堤防越水	河川パトロール 大型土のう設置	建設課 (新潟県)

羽黒地内 大荒川羽黒堰	河川溢水	河川パトロール 水門操作	建設課 (新潟県)
大室地内 里川水門	河川溢水	河川パトロール 堰の調整	建設課 農林課
大室～金田町 安野川	河川溢水	河川パトロール	建設課 (新潟県)

2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域一覧

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
草水	滝の沢川	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	
草水	大沢	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 24 日
草水	桑原沢川	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 24 日
草水	藤戸川	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	
小松	小松(1)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 24 日
小松	小松(2)	急傾斜地の崩壊	平成 26 年 1 月 24 日	平成 26 年 1 月 24 日
小松	小松大沢	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	
小松	水上沢	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	
小松	よしが沢	土石流	平成 26 年 1 月 24 日	
福永	はげの沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	平成 23 年 2 月 22 日
保田	都辺田川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
保田	黒石川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	海老漣一の沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	海老漣二の沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	海老漣川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	海老漣三の沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	平成 23 年 2 月 22 日
丸山	下山川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	平成 23 年 2 月 22 日
福永	三ツ谷土右エ門 沢川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	アテビ川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
保田	シシ沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
保田	一ペイ沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	柴沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
丸山	城ノ沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	平成 23 年 2 月 22 日
草水	赤松沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	平成 23 年 2 月 22 日

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
草水	水沢	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
大日	堀越川	土石流	平成 23 年 2 月 22 日	
今板	今板	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
今板	札山川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 30 年 11 月 16 日
今板	頭無川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 30 年 11 月 16 日
今板	葎沢川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 30 年 11 月 16 日
今板	湯本沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
今板	薬師沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
今板	牛平沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 30 年 11 月 16 日
村杉	村杉	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 1 月 27 日	平成 24 年 1 月 27 日
大室	十二神	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 7 月 13 日	平成 24 年 7 月 13 日
大室	大日	地滑り	平成 24 年 7 月 13 日	
村杉	薬師堂沢	土石流	平成 24 年 1 月 27 日	
村杉	村杉沢	土石流	平成 24 年 1 月 27 日	平成 24 年 1 月 27 日
村杉	ム沢川	土石流	平成 24 年 1 月 27 日	平成 24 年 1 月 27 日
大室	大日川	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
大室	鳥屋ヶ峰沢(1)	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
大室	鳥屋ヶ峰沢(2)	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
大室	鳥屋ヶ峰沢(3)	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
大室	鳥屋ヶ峰沢(4)	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
大室	鳥屋ヶ峰沢(5)	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
大室	鳥屋ヶ峰沢(6)	土石流	平成 24 年 7 月 13 日	
押切	押切山	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 10 月 12 日	
折居	リツ沢	土石流	平成 27 年 3 月 13 日	
女堂	観音沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
女堂	天王沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
女堂	女堂	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
湯沢	山田沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
勝屋	勝屋	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
勝屋	割石沢川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
勝屋	割石川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
勝屋	武沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
勝屋	裏の沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
勝屋	沢入川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
勝屋	ビヤクサ川	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
上一分	上一分	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 10 月 12 日	平成 24 年 10 月 12 日
上一分	沢山川	土石流	平成 24 年 10 月 12 日	
笹岡	笹岡	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 10 月 12 日	平成 24 年 10 月 12 日
沢口	沢口(2)	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 10 月 12 日	平成 24 年 10 月 12 日
次郎丸	次郎丸	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 12 月 13 日	平成 25 年 12 月 13 日
次郎丸	羽黒北沢	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	
次郎丸	羽黒南沢	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	平成 25 年 12 月 13 日
出湯	出湯	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
出湯	経沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	
出湯	寺の裏の沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
出湯	南寺裏小沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
出湯	砂郷沢	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
羽黒	羽黒(1)	急傾斜地の崩壊	平成 25 年 12 月 13 日	平成 25 年 12 月 13 日
羽黒	後見坂	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	
羽黒	裏山沢	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	
真光寺	真光寺(1)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 13 日
真光寺	真光寺(2)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 13 日

所在地 (字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
真光寺	真光寺(3)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺(4)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	平成 27 年 3 月 13 日
真光寺	真光寺(5)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺(6)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺(7)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺(8)	急傾斜地の崩壊	平成 27 年 3 月 13 日	
畑江	畑江東沢	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	
畑江	畑江	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	
畑江	いこいの沢	土石流	平成 25 年 12 月 13 日	平成 25 年 12 月 13 日
真光寺	真光寺南沢	土石流	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺北沢	土石流	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺(1)	土石流	平成 27 年 3 月 13 日	
真光寺	真光寺(2)	土石流	平成 27 年 3 月 13 日	
湯沢	湯沢(1)	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	平成 22 年 4 月 16 日
湯沢	湯沢(2)	土石流	平成 22 年 4 月 16 日	

3 雪崩発生危険箇所数（国土交通省所管・林野庁所管）

区 分	雪 崩 発 生 危 険 箇 所						
所 管	国 土 交 通 省					林 野 庁	
地区名	雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
	箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
安 田			1	1	2		
京ヶ瀬							
水 原							
笹 神	4	14	1	4			
合 計	4	14	2	5	2	—	—

(注)

1 国土交通省所管分について

- (1) 「平成12年度調査（平成16年度公表）雪崩危険箇所調査表」（砂防課）による。
- (2) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。
- (5) 「災害時要配慮者利用施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園等をいう。

2 林野庁所管分について

- (1) 「山地災害危険地区一覧表」（新潟県農林水産部治山課・令和元年度末現在）による。

4 要配慮者利用施設一覧

No.	施設名称	住 所	電話/F A X	施設 種別	浸 水 阿 賀 野 川	浸 水 駒 林 川	浸 水 安 野 川	浸 水 都 辺 田 川	土 砂
1	特別養護老人ホーム やすだの里	保田 5683-23	68-1510/68-1515	高					
2	特別養護老人ホーム あがの八雲苑	保田 5685-1	68-1722/68-1733	高					○
3	総合福祉施設 かがやき苑	寺社甲 3848- 212	68-7770/68-7771	高					
4	介護老人保健施設 阿賀の庄	保田 6317-46	68-1700/68-1711	高					
5	グループホーム いらかの丘	福永 1167-5	68-3714/68-3720	高					
6	ハートフルケア阿賀野	保田 7313	68-7011/68-7012	高					
7	阿賀野市デイサービスセンター むすびの里	寺社甲 214	68-5885/68-2937	高					
8	阿賀野市デイサービスセンター 第二むすびの里	寺社甲 208-1	68-5885/68-2937	高					
9	特別養護老人ホーム コスモスの里	飯森杉 437-2	67-9065/67-4575	高	○		○		
10	グループホーム まえやま	前山 294-1	47-4238/47-4239	高	○	○	○		
11	リハステーション みどりおか	緑岡 3-15	67-3163/67-3163	高	○		○		
12	特別養護老人ホーム 白鳥荘	百津 88	62-0333/62-0332	高			○		
13	特別養護老人ホーム シンパシー	南安野町 8- 20	62-9180/62-9181	高	○	○	○		
14	介護老人保健施設 五頭の里	岡山町 13-23	62-2780/63-0211	高	○		○		
15	ほっとあがの グループホーム	稲荷町 12-10	61-2600/61-2270	高			○		
16	グループホーム シンパシー	山口 1685-1	62-9611/62-9612	高	○	○	○		
17	はあとふるあたご 小規模多機能ホーム水原	外城町 21-2	63-1222/62-8887	高	○	○	○		
18	ウエルハート阿賀野	上中 93	47-4703/63-8022	高			○		
19	阿賀野市デイサービスセンター 第二わかばの里	稲荷町 11-10	63-2121/63-8958	高			○		
20	ごきげん倶楽部 しゃんしゃん	山口町 1- 1687-1	62-1919/62-1616	高	○	○	○		
21	だんらんの家 和らぎ事業所	北本町 21-14	62-1135/47-8213	高			○		
22	宮の森デイサービスセンター水 原	宮下 457-1	47-8872/47-8872	高					
23	特別養護老人ホーム はぐろの里	畑江 333	63-9871/63-9873	高					

No.	施設名称	住 所	電話/FAX	施設 種別	浸 水 阿 賀 野 川	浸 水 駒 林 川	浸 水 安 野 川	浸 水 都 辺 田 川	土 砂
24	グループホーム おおむろ	大室 1953-1	61-2700/61-2721	高					
25	デイサービス DAYS悠悠	山崎 80	63-1313/63-1311	高					
26	宝珠苑	保田 5683-23	68-1511/68-1515	障					
27	ワークショップ大和	下条町 12-49	47-7090/47-7095	障	○				
28	共同生活援助事業所パル	寺社甲 3913-236	68-1186/68-1186	障					
29	チューリップハウス	曾郷 1136	61-5600/61-5612	障	○		○		
30	コスモス活動所	中央町 2-17-15	63-2050/25-7350	障	○		○		
31	放課後等デイサービス みどりおか	緑岡 3-22	47-3154/47-3159	障	○		○		
32	すばるワークセンター	若葉町 3-33	62-5880/63-2011	障			○		
33	阿賀野市さくらの会作業所	若葉町 3-33	63-1950/63-1951	障			○		
34	協働作業所 かがやき	寺社甲 3848-212	68-1170/68-1176	障					
35	こどものことばとこころの相談 室	岡山町 4-12	61-2260/61-2261	障	○		○		
36	Sprite 阿賀野	市野山 231-1	47-8442/47-8452	障			○		
37	ゆうきの里	山崎 89	62-9910/62-9911	障					
38	あおぞらソラシード	畑江 75	47-7152/47-7153	障					○
39	障がい者グループホーム いんくる阿賀野北本町の家	北本町 12-38	47-8357	障			○		
40	放課後等児童デイサービス事業 所 ライト牧場	畑江 211	47-8310/47-8310	障					
41	熊と森の湯	畑江 320	63-0800/63-0800	障					
42	こもれび	中央町 1-12-13	25-7295/47-3099	障			○		
43	どれみハウス	若葉町 3-33	080-9872-7551	障			○		
44	グループホーム光風	寺社甲 3848-213	62-5880/63-2011	障					
45	障がい者グループホーム いんくる阿賀野すいばらの家	中央町 1-9-6	47-3990	障			○		
46	共同生活援助 ぼの	中央町 2-17-20	47-6020/62-5520	障	○		○		
47	つぐみの里	下里 646	47-5152	障	○				
48	ゴズラハウス	畑江 297-1	47-5203/47-5203	障					
49	やすだ児童クラブ	保田 4807-1	68-1104/68-1104	児					

No.	施設名称	住 所	電話/F A X	施設 種別	浸 水 阿 賀 野 川	浸 水 駒 林 川	浸 水 安 野 川	浸 水 都 辺 田 川	土 砂
50	風の子児童クラブ	保田 702-1	47-6009/ 090-2244-2594	児					
51	風の子こども園	保田 715-1	68-5910/68-5950	児					
52	ほたるこども園	保田 3882-1	68-3009/47-7676	児	○				
53	コスモス児童クラブ/児童館	姥ヶ橋 1104	67-3172/67-3172	児	○		○		
54	京ヶ瀬幼稚園	緑岡 129-1	67-2033/67-4775	児	○		○		
55	京ヶ瀬こども園	緑岡 3-20	67-3031/67-3032	児	○		○		
56	すぎの子クラブ	岡山町 1140- 2	62-1551/62-1551	児			○		
57	ひまわり笑楽館	学校町 6-5	62-2245/62-0983	児	○		○		
	ひまわり幼稚園	学校町 6-5	62-3107/63-9490	児	○		○		
58	日章幼稚園	下条 1562-1	62-2592/63-2253	児	○		○		
59	あやめ保育園	野地城 91	62-3685/62-3693	児			○		
60	おとぎのくにこども園	金田町 9-81	62-6363/63-1919	児		○	○		
	おとぎのくに児童クラブ		080-9558-5322						
61	たちばなこども園	中央町 1-3-1	62-2391/62-2502	児			○		
	たちばな学童クラブ								
62	みどり保育園	緑町 24-30	62-7425/63-0348	児			○		
63	安野こども園	南安野町 7- 66	62-3327/62-7720	児	○		○		
	安野学童クラブ		62-3327/62-7720						
64	よろこび保育園	北本町 11-38	62-3656/62-3656	児			○		
65	あがの子育て支援センターにこ にこ	岡山町 13-23	62-5581/62-5581	児	○		○		
	病児保育室 おひさま	岡山町 13-23	63-8051/63-8051	児	○		○		
66	すみれ児童クラブ	山崎 260-1	63-1173	児					
67	いつつむりこども園	山崎 96-1	62-3793/62-3850	児					
68	みのりこども園	上高関 107-3	63-8254/63-8807	児					
69	双葉保育園	金屋 559-1	62-2977/62-2977	児					
70	神山児童クラブ	山倉 107	080-9218-1566 /63-8807	児			○		
71	あやめ優誠館	野地城 90-1	25-7905/62-3685	児			○		
72	かがやきこども園	寺社甲 3848- 212	68-1119/68-1190	児					
73	きっずるーむつばさ	京ヶ瀬工業団 地 3610-157	67-4402	児	○				
74	阿賀野病院	保田 6317-15	68-3500/68-3690	病					
75	あがの市民病院	岡山町 13-23	62-2780/62-1598	病	○		○		

第2編 災害対策に関する資料

1 ヘリポート適地一覧

地区名	施設名	幅×長さ	住所	施設代表者	電話番号 FAX 番号
安田	安田小学校グラウンド	70×113	保田 4664	校長	68-3014 68-2606
	旧大和小学校グラウンド	70×120	小浮 2443	生涯学習課長	62-5322 63-2115
	旧寺社小学校グラウンド	80×103	寺社甲 2009	財務課長	62-2525 61-2037
	安田中学校グラウンド	75×130	保田 4419	校長	68-3013 68-5813
	城ノ内野球場	90×90	保田 4807	生涯学習課長	62-5322 63-2115
	安田橋運動公園	150×350	新保地先	生涯学習課長	62-5322 63-2115
	旧赤坂小学校グラウンド	65×92	六野瀬 1344	財務課長	62-2525 61-2037
	阿賀野市消防本部かがやき分署	50×40	かがやき 5917-34	消防長	68-3007
京ヶ瀬	京ヶ瀬中学校グラウンド	80×100	姥ヶ橋 739	校長	67-2004 67-4772
	旧前山小学校グラウンド	70×100	前山 305-1	財務課長	62-2525 61-2037
	県立駒林特別支援学校グラウンド	40×80	駒林 5050	県教育委員会	67-4851 67-4890
	阿賀野川防災ステーション	30×30	京ヶ瀬工業団地 3610-154 地先 (阿賀野川堤防脇)	阿賀野川河川事務所満願寺出張所長	22-1132
	道の駅「あがの」	34×26	窪川原 553-2	指定管理者	25-7011
水原	水原小学校グラウンド	100×50	岡山町 4-35	校長	62-2005 62-3005
	安野小学校グラウンド	100×50	南安野町 7-1	校長	62-2111 63-2481
	堀越小学校グラウンド	100×50	野地城 259-1	校長	62-2542 63-0431
	旧分田小学校グラウンド	100×50	東町 995	生涯学習課長	62-2604 63-0514
	水原中学校グラウンド	100×50	学校町 9-9	校長	62-2455 62-2498
	阿賀野高等学校グラウンド	100×50	学校町 3-9	校長	62-2049 63-1916
	阿賀野市消防本部	70×37	安野町 14-4	消防長	62-0119 63-8974
笹神	笹岡小学校グラウンド	100×75	山崎 1443-1	校長	62-2419 63-1877
	神山小学校グラウンド	110×75	山倉 107	校長	62-0353 63-1878
	笹神中学校グラウンド	200×90	笹岡 200	校長	62-7330 63-1879
	旧五頭高原スキー場駐車場	90×40	大室字大室山国有林	商工観光課長	61-2479 61-2037

【ドクターヘリコプターランデブーポイント一覧】

No.	施 設 名	住 所
1	安田小学校グラウンド	阿賀野市保田 4664
2	安田中学校グラウンド	阿賀野市保田 4419
3	旧前山小学校グラウンド	阿賀野市前山 305-1
4	水原小学校グラウンド	阿賀野市岡山町 4-35
5	堀越小学校グラウンド	阿賀野市野地城 259-1
6	旧分田小学校グラウンド	阿賀野市東町 995
7	笹岡小学校グラウンド	阿賀野市山崎 1443-1
8	神山小学校グラウンド	阿賀野市山倉 107
9	笹神中学校グラウンド	阿賀野市笹岡 200
10	旧五頭高原スキー場駐車場	阿賀野市太室国有林野内
11	阿賀野川防災ステーション	阿賀野市京ヶ瀬工業団地 3610-154 地先
12	安田橋運動公園	阿賀野市新保地先
13	安田除雪ステーション	阿賀野市六野瀬 846-1
14	阿賀野市消防本部	阿賀野市安野町 14-4
15	三栄ステンレス化工前 ヘリポート	阿賀野市かがやき 395-3
16	道の駅「あがの」	阿賀野市窪川原 553-2

2 避難場所兼避難所一覧

	施設名等						収容人員 (人)		避難施設の面積			構造				利用可能 判定		備考	
	名称	所在地		連絡先		管理者 等			屋内部分 (㎡)		屋外 部分 (㎡)					水害			
		郵便番号	住所	電話	F A X		屋内 2 ㎡/人	屋外 1 ㎡/人	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	面積 (㎡)	R C , コンクリート造 S R Cを含む	その他	階数	新耐震基準適合	阿賀野川洪水	安野川洪水		土砂災害
1	安田小学校体育館・グラウンド	959-2221	阿賀野市保田 4 6 6 4 番地	0250- 68-3014	0250- 68-2606	市教育委員会	472	7,620	1,299	943	7,620		○	F 1	○	○	○	○	ヘリコプター離発着可能体育館、会議室、ギャラリー
2	安田中学校体育館・グラウンド	959-2221	阿賀野市保田 4 4 1 9 番地	0250- 68-3013	0250- 68-5813	市教育委員会	517	10,930	1,126	1,033	10,930		○	F 1	○	○	○	○	ヘリコプター離発着可能体育館、武道場
3	山手体育館	959-2204	阿賀野市福永 9 1 0 番地	0250- 62-5322	0250- 63-2115	市生涯学習課	290	0	812	580	0		○	F 1	○	○	○	○	旧山手小学校 ※連絡先は市生涯学習課
4	旧赤坂小学校体育館・グラウンド	959-2215	阿賀野市六野瀬 1 3 4 5 番地	0250- 62-2525	0250- 61-2037	市財務課	222	6,210	687	443	6,210		○	F 1	○	×	○	○	体育館 ※連絡先は市管財課
5	大和体育館・グラウンド	959-2222	阿賀野市小浮 2 4 4 3 番地	0250- 62-5322	0250- 63-2115	市生涯学習課	288	7,440	800	575	7,440		○	F 1	○	×	○	○	旧大和小学校 ヘリコプター離発着可能体育館 ※連絡先は市生涯学習課

	施設名等						収容人員 (人)		避難施設の面積			構造				利用可能 判定		備考	
	名称	所在地		連絡先		管理者 等			屋内部分 (㎡)		屋外 部分 (㎡)					水害			
		郵便番号	住所	電話	F A X		屋内 2 ㎡/人	屋外 1 ㎡/人	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	面積 (㎡)	R C , S R C を含 む コンクリート造 その他	階 数	新耐震基準適合	阿賀野川洪水	安野川洪水	土砂災害		
6	旧寺社小学校 体育館・グラ ウンド	959-2205	阿賀野市寺社 甲 2 0 0 9 番 地	0250- 68-3018	0250- 68-3018	市財務 課	305	7,540	696	609	7,540		○	F 1	○	○	○	○	ヘリコプター離発着可能 体育館
7	安田交流セン ター	959-2221	阿賀野市保田 1 7 5 6 番地 1	0250- 68-3006	0250- 68-3020	市生涯 学習課	369	0	978	737	0	○		F 3	○	○	○	○	旧安田保健センター箇所も 含む
8	やすだ児童ク ラブ	959-2221	阿賀野市保田 4 8 0 7 番地 1	0250- 68-1104	0250- 68-1104	こども 課	92	0	225	183	0	○		F 1	○	○	○	○	研修室、会議室、集会室面
9	総合福祉施設 かがやき苑体 育館	959-2205	阿賀野市寺社 甲 3 8 4 8 番 地 2 1 2	0250- 68-7770	0250- 68-7771	(福)か がやき 福祉会	544	0	1,700	1,087	0		○	F 1	○	○	○	○	体育館、会議室、2F アリ ーナ
10	京ヶ瀬中学校 体育館・グラ ウンド	959-2123	阿賀野市姥ヶ 橋 7 3 9 番地	0250- 67-2004	0250- 67-4772	市教育 委員会	747	14,370	1,683	1,494	14,370		○	F 1	○	×	×	○	ヘリコプター離発着可能 体育館、柔道場
11	京ヶ瀬小学校 体育館・グラ ウンド	959-2123	阿賀野市姥ヶ 橋 7 4 9 番地	0250- 67-2103	0250- 67-4773	市教育 委員会	548	4,960	1,457	1,096	4,960	○		F 1	○	×	×	○	ヘリコプター離発着可能 体育館

	施設名等						収容人員 (人)		避難施設の面積			構造				利用可能 判定		備考	
	名称	所在地		連絡先		管理者 等			屋内部分 (㎡)		屋外 部分 (㎡)					水害			土砂災害
		郵便番号	住所	電話	F A X		屋内 2 ㎡/人	屋外 1 ㎡/人	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	面積 (㎡)	R C , コンクリート造 S R Cを含む	その他	階数	新耐震基準適合	阿賀野川洪水	安野川洪水		
12	前山体育館・グラウンド	959-2132	阿賀野市前山 3 0 5 番地 1	0250- 62-5322	0250- 63-2115	市生涯 学習課	486	8,650	1,379	971	8,650	○		F 1	○	×	○	○	ヘリコプター離発着可能 体育館、会議室、アリーナ ※連絡先は市生涯学習課
13	県立駒林特別 支援学校 体育館・グラ ウンド	959-2101	阿賀野市駒林 5 0 5 0 番地	0250- 67-4851	0250- 67-4890	県教育 委員会	367	3,640	1,076	734	3,640	○		F 1	○	○	○	○	ヘリコプター離発着可能体 育館、会議室、アリーナ
14	保健福祉セン ター京和荘	959-2123	阿賀野市姥ヶ 橋 1 1 0 4 番 地	0250- 67-3171	0250- 67-4515	市社会 福祉協 議会	215	0	2,082	430	0	○		F 2	○	×	×	○	ホール、集会室、指導室
15	水原総合体育 館	959-2025	阿賀野市岡山 町 1 0 番 1 5 号	0250- 62-0656	0250- 62-3604	市生涯 学習課	1,030	0	5,345	2,059	0	○		F 2	○	○	×	○	体育館、柔・剣道場面積体 育館、会議室、アリーナ
16	水原中学校体 育館・グラウ ンド	959-2032	阿賀野市学校 町 9 番 9 号	0250- 62-2455	0250- 62-2498	市教育 委員会	869	11,360	1,942	1,737	11,360		○	F 1	○	○	×	○	ヘリコプター離発着可能体 育館、武道場、会議室、ホ ール
17	水原小学校体 育館・グラウ ンド	959-2025	阿賀野市岡山 町 4 番 3 5 号	0250- 62-2005	0250- 62-3005	市教育 委員会	633	9,570	1,969	1,265	9,570	○		F 1	○	○	×	○	ヘリコプター離発着可能体 育館、会議室、アリーナ

	施設名等						収容人員 (人)		避難施設の面積			構造				利用可能 判定		備考	
	名称	所在地		連絡先		管理者 等			屋内部分 (㎡)		屋外 部分 (㎡)					水害			
		郵便番号	住所	電話	F A X		屋内 2 ㎡/人	屋外 1 ㎡/人	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	面積 (㎡)	R C、 S R C を含む	コ ン ク リ ー ト 造 その他	階 数	新 耐 震 基 準 適 合	阿 賀 野 川 洪 水	安 野 川 洪 水		土 砂 災 害
18	福祉会館	959-2022	阿賀野市外城 町 1 0 番 5 号	0250- 62-1360	0250- 62-1360	市福祉 支援課	236	0	1, 295	472	0	○		F 2	○	○	×	○	ホール、会議室、和室、 遊戯室、研修室
19	安野小学校体 育館・グラウ ンド	959-2004	阿賀野市南安 野町 7 番 1 号	0250- 62-2111	0250- 63-2481	市教育 委員会	291	6, 800	777	582	6, 800		○	F 1	○	○	×	○	ヘリコプター離発着可能 体育館
20	堀越小学校グ ラウンド・堀 越児童屋内体 育館	959-2057	阿賀野市野地 成 2 5 9 番地 1	0250- 62-2542	0250- 63-0431	市教育 委員会	234	8, 120	801	468	8, 120	○		F 1	○	○	×	○	ヘリコプター離発着可能 体育館
21	分田体育館・ グラウンド	959-2075	阿賀野市東町 9 9 5 番地	0250- 62-2604	0250- 63-0514	市生涯 学習課	234	6, 650	650	468	6, 650		○	F 1	○	×	○	○	ヘリコプター離発着可能 体育館
22	阿賀野高等学 校 体育館・グラ ウンド	959-2032	阿賀野市学校 町 3 番 9 号	0250- 62-2049	0250- 63-1916	県教育 委員会	896	17, 719	2, 791	1, 792	17, 719	○		F 1	○	○	×	○	ヘリコプター離発着可能 第 1 ・第 2 体育館
23	水原公民館	959-2005	阿賀野市山口 町 1 丁目 2 番 1 4 号	0250- 62-2028	0250- 62-0618	市生涯 学習課	372	0	1, 753	744	0	○		F 3	○	○	×	○	講堂、ギャラリー、和室、 研修室

	施設名等						収容人員 (人)		避難施設の面積			構造				利用可能 判定		備考	
	名称	所在地		連絡先		管理者 等			屋内部分 (㎡)		屋外 部分 (㎡)					水害			
		郵便番号	住所	電話	F A X		屋内 2 ㎡/人	屋外 1 ㎡/人	面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	面積 (㎡)	R C , コンクリート造 S R C を含む	その他	階数	新耐震基準適合	阿賀野川洪水	安野川洪水		土砂災害
24	コミュニティ センター瓢湖 憩の家	959-2013	阿賀野市水原 3 1 4 番地 1 9	0250- 62-0511	0250- 63-2055	市公園 管理事 務所	140	0	450	280	0		○	F 1	○	○	×	○	集会室、和室、多目的ス ペース
25	分田農村環境 改善センター	959-2074	阿賀野市分田 1 3 2 2 番地 1	0250- 62-2606		市農林 課	137	0	506	274	0		○	F 2	○	×	○	○	集会室、和室、会議室
26	笹神体育館	959-1918	阿賀野市笹岡 1 5 7 番地 1	0250- 61-2111	0250- 62-7749	市生涯 学習課	872	0	4,144	1,744	0		○	F 2	○	○	○	○	体育館、アリーナ、会議室
27	笹神中学校体 育館・グラウ ンド	959-1918	阿賀野市笹岡 2 0 0 番地	0250- 62-7330	0250- 63-1879	市教育 委員会	743	20,850	1,906	1,486	20,850		○	F 1	○	○	○	○	ヘリコプター離発着可能 体育館、ホール
28	笹岡小学校体 育館・グラウ ンド	959-1919	阿賀野市山崎 1 4 4 3 番地 1	0250- 62-2419	0250- 63-1877	市教育 委員会	497	7,500	1,360	994	7,500		○	F 1	○	○	○	○	ヘリコプター離発着可能 体育館、ギャラリー
29	神山小学校体 育館・グラウ ンド	959-1961	阿賀野市山倉 1 0 7 番地	0250- 62-0353	0250- 63-1878	市教育 委員会	296	7,900	756	591	7,900		○	F 1	○	○	×	○	ヘリコプター離発着可能 体育館
30	ふれあい会館	959-1919	阿賀野市山崎 7 7 番地	0250- 63-8019	0250- 62-2064	市生涯 学習課	310	0	1,762	620	0	○		F 2	○	○	○	○	ホール、和室、各会議室

	施設名等						収容人員 (人)		避難施設の面積			構造				利用可能 判定		備考	
	名称	所在地		連絡先		管理者 等			屋内部分 (㎡)		屋外 部分 (㎡)					水害			
		郵便番号	住所	電話	F A X		屋内 2 ㎡/人	屋外 1 ㎡/人	面積 (㎡)	有効面 積 (㎡)	面積 (㎡)	R C , コン クリ ート 造 を含む	その他	階 数	新耐震基準適合	阿賀野川洪水	安野川洪水		土砂災害
31	笹神保健センター	959-1919	阿賀野市山崎 8 9 番地	0250- 63-8875		市地域 保健課	148	0	566	296	0	○		F 1	○	○	○	○	ホール、検診室、集会室、 和室
32	五頭山麓うらの森	959-1928	阿賀野市村杉 3 9 4 6 番地 1 6 3	0250- 61-3511	0250- 61-3512	市商工 観光課	27	0	487	54	0		○	F 1	○	○	○	○	和室、研修室
33	笹神農民研修所	959-1915	阿賀野市上一 分 1 3 4 番地	0250-61- 2478	0250- 62-2521	市農林 課	63	0	396	125	0	○		F 1	○	○	○	○	集会室、和室 ※連絡先は市農林課

3 指定福祉避難所一覧

	施設 区分 ※1	協定 種類 ※2	法人名等	施設名等	住所	電話番号	受入れ可 能な人数	建物耐震性		備考
								有	無	
1	1	1. 2. 4	社会福祉法人 かがやき福祉会	特別養護老人ホーム かがやき苑	阿賀野市寺社甲 3848- 212	0250-68-7770	10 人	○		移送手段確保協定

4 福祉避難所一覧

	施設 区分 ※1	協定 種類 ※2	法人名等	施設名等	住所	電話番号	受入れ可 能な人数	建物耐震性		備考
								有	無	
1	1	1. 2. 4	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	特別養護老人ホーム 白鳥荘	阿賀野市百津 88	0250-62-0333	10 人	○		移送手段確保協定
2	1	1. 2. 4	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	特別養護老人ホーム はぐろの里	阿賀野市畑江 333	0250-63-9871	10 人	○		移送手段確保協定
3	1	1. 2. 4	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	特別養護老人ホーム やすだの里	阿賀野市保田 5683-23	0250-68-1510	10 人	○		移送手段確保協定
4	1	1. 2. 4	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	特別養護老人ホーム コスモスの里	阿賀野市飯森杉 437-2	0250-67-9065	10 人	○		移送手段確保協定
5	2	1. 2. 4	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	障がい者支援施設 宝珠苑	阿賀野市保田 5683-23	0250-68-1510	10 人	○		移送手段確保協定
6	2	1. 4	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会	障害福祉サービス事業所 ゆうきの里	阿賀野市山崎 89	0250-62-9910	10 人	○		移送手段確保協定
7	1	1. 4	社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会	むすびの里	阿賀野市寺社甲 214	0250-68-5885	10 人	○		移送手段確保協定
8	1	1. 4	社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会	第二むすびの里	阿賀野市寺社甲 208-1	0250-68-5885	10 人	○		移送手段確保協定
10	1	1. 4	社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会	第二わかばの里	阿賀野市稲荷町 11-10	0250-63-2121	10 人	○		移送手段確保協定

	施設 区分 ※1	協定 種類 ※2	法人名等	施設名等	住所	電話番号	受入れ可 能な人数	建物耐震性		備考
								有	無	
12	1	1. 2. 4	社会福祉法人 阿賀野福祉会	特別養護老人ホーム あがの八雲苑	阿賀野市保田 5685-1	0250-68-1722	10 人	○		移送手段確保協定
13	1	1. 2. 4	社会福祉法人 飛翔福祉会	特別養護老人ホーム シンパシー	阿賀野市南安野町 8-20	0250-62-9180	10 人	○		移送手段確保協定
14	1	1. 2. 4	医療法人 潤生会	介護老人保健施設 阿賀の庄	阿賀野市保田 6317-15	0250-68-1700	10 人	○		移送手段確保協定
15	1	2	新潟県厚生農業協同組合連 合会	あがの市民病院介護老人 保健施設 五頭の里	阿賀野市岡山町 13-23	0250-62-2780	10 人	○		
16	1	2	社会福祉法人 新潟慈生会	介護老人保健施設 マチュアハウス横越	新潟市江南区阿賀野 1-2-2	0250-61-5050	10 人	○		
17	1	2	株式会社 はあとふるあたご	デイサービスセンター水原	阿賀野市外城町 21-2	0250-62-8888	10 人	○		
18	1	2	株式会社 はあとふるあたご	ショートステイ水原	阿賀野市外城町 21-2	0250-62-8886	10 人	○		
19	1	2	株式会社 はあとふるあたご	小規模多機能ホーム水原	阿賀野市外城町 21-2	0250-63-1222	10 人	○		
20	2	1. 2. 4	社会福祉法人 皆幸希福祉会	コスモス活動所	阿賀野市中央町 2-17-15	0250-63-2050	10 人	○		移送手段確保協定

※1 施設区分：1 高齢者施設、2 障がい者施設、3 児童福祉施設、4 その他社会福祉施設、5 その他

※2 協定種類：1 福祉避難所の開設運営等、2 要配慮者の緊急受入等（福祉避難所指定施設以外）、3 専門的人材の確保派遣等、4 その他

5 新潟県地域防災計画上でのヘリポート適地の選定基準

区分	ヘリポート選択の目安	左の基準に対応可能機種		
小型	離着陸 地帯 緩衝地帯 20m×20m 40m×40m 進入角 7° 500 m	陸上自衛隊	OH-1 OH-6	機体長 13.40m 機体長 9.30m
中型	離着陸 地帯 緩衝地帯 30m×30m 50m×50m 進入角 6° 500 m	陸上自衛隊	UH-1 J UH-60 J A	機体長 17.44m 機体長 19.76m
		海上自衛隊	UH-60 J	機体長 19.76m
		航空自衛隊	UH-60 J	機体長 19.76m
		海上保安庁	らいちょう 日本海	機体長 16.00m 機体長 17.40m
		県警察本部	こしかぜ	機体長 17.12m
		県危機対策課	はくちょう	機体長 16.00m
大型	離着陸 地帯 緩衝地帯 50m×50m 100m×100m 進入角 6° 500 m	陸上自衛隊	CH-47JA	機体長 30.18m
		海上自衛隊	MH-53E	機体長 30.20m
		航空自衛隊	CH-47J	機体長 30.18m

注 この基準は、国土交通省及び防衛省の定めた（認めた）基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。（同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。）

【選定に当たって考慮すべき事項】

- 1 勾配：十分に平坦であり、最大勾配は5%（4.5°）以下であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばすような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合はヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。
- 4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。
- 5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

6 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

この基準は毎年度改定し、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に発生した災害救助法に適用する。

なお、この基準により難い特別な事情があるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、自らの資力では住宅を確保できない者	建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 平均5,714,000円以内	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に必要な原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築費用等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最高2年以内 4 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、自らの資力では住宅を確保できない者	賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準ずる。 2 限度額 地域の実情に応じた額(実費)	災害発生の日から速やかに提供	費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの。

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間		備 考	
炊き出し その他による食品 の給与	1 避難所に避難している者 2 住宅に被害を受け、又は災害により現に炊事ができない者	(限度額) 1 人 1 日当たり 1,160 円以内 ※ 1 人平均かつ 3 食				災 害 発 生 の 日 から 7 日 以 内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1 / 3 日)	
飲料水の 供給	現に飲料水を得ることができない者	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費				災 害 発 生 の 日 から 7 日 以 内		輸送費、人件費は別途計上	
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4 月～9 月)、冬季(10 月～3 月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の 日から 10 日 以内		1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限る。ただし義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。	
		区分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増すごとに加 算
		全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	災害により、医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所：国民保険診療報酬の額以内 3 施術者：協定料金の額内				災害発生の 日から 14 日 以内		1 患者等の移送費は別途計上 2 あくまでも応急的な処置である。	
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の 100 分の 80 以内の額				災害発生の 日から 7 日 以内		妊婦等の移送費は別途計上	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	1 3日間経過以降は、「死体の捜索」として扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 災害のため住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者(いわゆる大規模半壊)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して 1世帯当たり 595,000 円以内	災害発生の日から3か月以内ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内	
	災害のため住宅が半壊に準ずる程度(準半壊)の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して 1世帯当たり 300,000 円以内	災害発生の日から3か月以内ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内	準半壊 住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は住かの主要な構成要素の経済的被害(=損害割合)が10%以上20% 未満のもの
学用品の供与	住宅の全壊(焼)流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	1 教科書及び正規の教材：実費 2 文房具、通学用品及びその他の学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から教科書、教材：1か月以内 文房具、通学用品及びその他学用品：15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200 円以内 小人(12歳未満) 172,000 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする者。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,500 円以内 2 死体の一時保存 既存建物利用時：通常の実費 上記施設利用以外：1 体当たり 5,400 円以内 3 検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態のあり、自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

7 震災時の防疫対策指針

方 針		被害地帯に発生が予想される感染症のうち、特に赤痢(疫痢を服務)、腸チフス、パラチフス等腸疾患系感染症や日本脳炎等の発生を未然に防止するため、飲料水の確保と消毒方法の徹底を期し、かつし尿処理の適切な運用と併せ清掃並びにねずみ族昆虫等の駆除の充実により被災住民の健康保持に努めることを方針とする。				
手 順		主対策	使 用 薬 剤	方 法	実施時期	備 考
第 1 次	A	井戸埋設 井戸汚水 侵入	(清掃)	・汚水を汲み出して、井戸の中に溜まっている堆積物をさらい出す。 ・浅井戸の場合は、新しい砂利を井戸底に引きつめる。 ・飲用する前に水質検査を受ける。	引水後直ちに	
	B	便槽埋没 便槽汚水 侵入	(清掃)	・浄化槽のバクテリアが死滅するため、消毒薬は流さない。		
	C	床下浸水 家屋	(清掃と乾燥)	・浸水家屋全戸を対象に、清掃と乾燥を行う。		次亜塩素酸ナトリウム 0.1%液
		床上浸水 家屋	(清掃と乾燥) 次亜塩素酸ナトリウム 消毒用アルコール 逆性石けん	・浸水家屋全戸を対象に、清掃と乾燥を行う。 ・消毒を行う 次亜塩素酸ナトリウム ①清掃と乾燥後、薬液を含ませた布等でよく拭く。 ②金属面や木面など色あせが気になる場所では、水で2度拭きする。 消毒用アルコール／逆性石けん ①清掃と乾燥後、薬液を含ませた布等でよく拭く。		消毒用アルコール希釈せず原液のまま使用 逆性せっけん (10%塩化ベンザルコニウム)
	D	全戸		戸口調査		被災地域の規模に応じた班編制を行う。
第 2 次	A	全戸		戸口調査	第 1 次手順実施後引き続き行う	
第 3 次		第 1 次、第 2 次手順の不完全地区を重点に実施する。				
概ね準備すべき機械・器具・薬剤		1 消毒及びねずみ族昆虫等駆除関係 (1) 機械・・・噴霧機、散布機 (2) 器具・・・ジョーロ、ろ水機(移動式)、給水車 (3) 薬剤・・・次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール、逆性石けん ※薬剤の種類は、被災地の実情に応じて変更して差し支えない。 2 清掃関係 (1) 機械・・・バキュームカー、トラック、ブルドーザー、ショベルカー (2) 器具・・・一輪車、スコップ、つるはし、ほうき、ちりとり				

(参考：日本環境汚染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法)

8 災害支援協定等一覧

No.	区分	協定名称	協定団体名	郵便番号	住所	締結 年月日	協定の 主な内容
1	相互応援	災害時における近隣市町村 相互援助協定	新潟市、長岡市、三条 市、新発田市、加茂 市、燕市、五泉市、佐渡 市、聖籠町、弥彦村、田 上町			H18. 8. 1	相互応援
2	相互応援	磐越自動車道沿線都市交流 会議災害時における相互応 援に関する要綱	新潟市、五泉市、阿賀野 市、阿賀町、西会津町、 喜多方市、会津坂下町、 会津美里町、会津若松 市、磐梯町、猪苗代町、 郡山市、三春町、田村 市、小野町、いわき市			H10. 5. 21	相互応援
3	相互応援	災害時における相互応援に 関する協定	栃木県真岡市	321-4395	栃木県真岡 市荒町 5191	H20. 10. 14	相互応援
4	相互応援	災害時における相互応援に 関する協定	埼玉県桶川市	363-8501	埼玉県桶川 市泉 1-3- 28	H26. 12. 17	相互応援
5	相互応援	災害時における相互応援に 関する協定	茨城県那珂市	311-0192	茨城県那珂 市福田 1819-5	H27. 12. 15	相互応援
6	施設復旧等	災害時における応急対策に 関する応援協定	阿賀野市建設業協会	959-2024	阿賀野市中 島町 1-39	H18. 130	応急復旧 対策
7	施設復旧等	災害時の応援業務に関する 協定	阿賀野市電気工事組合	959-2015	阿賀野市中 央町 1-8-43	H22. 4. 1	応急復旧 対策
8	施設復旧等	災害時の応援業務に関する 協定書	一般社団法人 新潟県測量設計業協会	951-8131	新潟市中央 区白山浦 1-621-22- 201	H22. 9. 10	応急復旧 対策
9	施設復旧等	災害時の応援業務に関する 協定	一般社団法人 新潟県農業土木技術協会	950-0964	新潟市中央 区網川原 1- 21-11	H22. 9. 10	応急復旧 対策
10	施設復旧等	災害時の協力に関する協定 書	東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	957-0063	新発田市新 栄町 3-1- 34	H31. 1. 4	応急復旧 対策等
11	施設復旧等	災害時における水道施設等 の応援復旧に関する協定書	阿賀野市水道事業 阿賀野市管工事業協同組 合	959-2025	阿賀野市岡 山町 3-14	H17. 4. 1	応急復旧 対策
12	物資協定	災害時における物資供給に 関する協定書	NP0 法人コメリ 災害対策センター	950-1492	新潟市南区 清水 4501- 1	H19. 10. 1	物資供給

No.	区分	協定名称	協定団体名	郵便番号	住所	締結 年月日	協定の 主な内容
13	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ひらせいホームセンター	959-2063	新潟市西区 寺尾台 2-3-3	H31. 3. 8	物資供給
14	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	イオンリテール(株) 北陸信越カンパニー	950-0981	新潟市中央区堀之内 55-1	H19. 12. 1	物資供給
15	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ウオロク	950-8660	新潟市中央区鑑 2-14-13	H19. 12. 1	物資供給
16	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	アクシアルリテイリング(株)	954-0193	長岡市中之島 1993-17	H19. 12. 13	物資供給
17	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)リオンドール コーポレーション	965-0871	福島県会津若松市栄町 2-14	H31. 2. 26	物資供給
18	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ベisia	379-2187	群馬県前橋市亀里町 900	H31. 3. 27	物資供給
19	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)PLANT	957-0124	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山 708	H31. 2. 20	物資供給
20	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)ヤマザワ	990-8585	山形県山形市あこや町 3-8-9	H31. 3. 25	物資供給
21	物資協定	災害時における物資提供に関する協定書	亀田製菓(株)	950-0198	新潟市江南区亀田工業団地 3-1-1	R1. 6. 1	物資供給
22	物資協定	災害時における米穀の供給に関する協定書	新潟かがやき農業協同組合	953-0054	新潟市西蒲区漆山 8833	R7. 12. 1	物資供給
23	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	コカ・コーラボトラーズ ジャパン(株)ベンディング 東日本地区統括部 ベンディング山形支店	957-0102	北蒲原郡聖籠町位守町 160-44	H20. 4. 22	物資供給
24	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	サントリービバレッジ ソリューション (株)新潟第一支店	950-0868	新潟市東区紫竹卸新町 2005-7	H22. 1. 15	物資供給
25	物資協定	災害時における飲料水の提供に関する協定書	(株)伊藤園	957-0064	新発田市奥山新保字矢詰 381	H24. 12. 7	物資供給
26	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)バイオテックジャパン	959-1923	阿賀野市勝屋 918-122	H25. 4. 1	物資供給
27	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	(株)アクティオ	950-0951	新潟市中央区鳥屋野 363	H23. 4. 1	物資供給

No.	区分	協定名称	協定団体名	郵便番号	住所	締結 年月日	協定の 主な内容
28	物資協定	災害時における物資提供に関する協定書	(株)レンタルのニッケン信越支店	950-0915	新潟市中央区鑑西 1-1-32	H31. 4. 4	物資供給
29	物資協定	災害時における燃料の供給等に関する協定書	石油商業組合阿賀野支会	959-2046	阿賀野市北本町 1-25	H31. 2. 15	物資供給
30	物資協定	災害時における L P ガス供給に関する協定書	新潟県 L P ガス協会蒲原支部	959-2046	阿賀野市庄ヶ宮沢田 669-4	H23. 3. 22	物資供給
31	物資協定	災害時における物資供給に関する協定書	新潟森紙業（株）新潟事業所	959-2136	阿賀野市京ヶ瀬工業団地 801-4	H26. 12. 22	物資供給
32	物資協定	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン新潟営業所	950-0087	新潟市中央区東大通 1-3-10 大樹生命新潟ビル 2F	H28. 8. 5	物資供給
33	物資協定	災害時における相互支援に関する覚書	パルシステム生活協同組合連合会・新潟かがやき農協	959-1919	阿賀野市山崎 58	R8. 2. 7	相互応援
34	物資協定	食糧と農業に関する基本協定書	パルシステム生活協同組合連合会・新潟かがやき農協	959-1919	阿賀野市山崎 58	R8. 2. 7	物資供給
35	輸送	災害時における物資の輸送等に関する協定書	新潟県と協定（個々に市町村との協定は行わない）			H17. 7. 14	物資輸送
36	場所等の提供	災害時における救援物資等の保管に関する協定書	新潟かがやき農業協同組合	953-0054	新潟市西蒲区漆山 8833	R7. 12. 1	救援物資保管庫
37	避難者の受入	民間施設等を避難所として使用することに関する覚書	(株) バイオテックジャパン	959-1923	阿賀野市勝屋 918-122	H25. 4. 1	避難者の受入
38	医療支援	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 新発田北蒲原医師会	957-8577	新発田市本町 4-16-83	H19. 11. 1	医療救護活動
39	医療支援	災害時における医療救護活動に関する協定書	あがの市民病院	959-2025	阿賀野市岡山町 13-23	H22. 10. 1	医療救護活動
40	情報	災害業務における通信業務に関する協定書	水原アマチュア無線クラブ	959-2135	阿賀野市下里 80	H19. 9. 4	通信応援
41	情報	災害時の情報伝達に関する契約	(株)エフエム新津	956-0816	新潟市秋葉区新津東町 2-5-6	毎年度契約	通信応援
42	廃棄物	ゴミ処理施設相互応援協定	新発田広域、村上、豊栄郷清掃施設処理組合阿賀野市			H20. 7. 10	災害廃棄物の処理
43	廃棄物	災害廃棄物の処理に関する応援協定書	新潟県及び県内市町村			H18. 10. 23	災害廃棄物の処理

No.	区分	協定名称	協定団体名	郵便番号	住所	締結 年月日	協定の 主な内容
44	市民相談	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	新潟県行政書士会	950-0911	新潟市中央区笹口 3-4-8	H31. 3. 8	行政書士業務
45	被災者支援	災害時の被災者支援協力等に関する協定書	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	950-1912	新潟市中央区笹口 2-7-20 (株)新潟アーケベル	H31. 2. 18	被災者支援
46	その他	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書	東京電力(株)	945-0393	柏崎市青山町 16-46	H25. 1. 9	住民の安全確保
47	その他	阿賀野市と阿賀野市内郵便局との包括連携に関する協定書	堀越、阿賀野、分田、安田、笹神、村杉温泉、京ヶ瀬郵便局長			H29. 12. 1	包括協定
48	その他	災害発生時における阿賀野市と阿賀野市内郵便局の協力に関する協定書	堀越、阿賀野、分田、安田、笹神、村杉温泉、京ヶ瀬郵便局長			H29. 12. 1	災害発生時における多岐にわたる協力
49	その他	可動モーターリングポスト整備事業の実施における覚書	文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課長 新潟県県民生活・環境部長			H24. 2. 15	情報共有
50	その他	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局			H23. 3. 1	情報共有
51	その他	阿賀野川 JR 羽越本線橋梁部の維持管理に関する覚書	国土交通省 阿賀野川河川事務局 東日本旅客鉄道(株)新潟支社			R2. 5. 29	阿賀野川 JR 羽越本線橋梁部の水防
52	その他	地方創成に関する包括連携協定	損害保険ジャパン 日本興亜(株)	160-8338	東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル	H31. 3. 8	防災相互協力
53	物資協定	災害時における物資の提供等に関する協定書	(株)常磐谷沢製作所	959-2215	阿賀野市六野瀬 1345	R1. 11. 25	災害時の保護帽
54	災害ボランティアの受入	災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	阿賀野市社会福祉協議会	959-2123	阿賀野市姥ヶ橋 669	R3. 3. 9	災害ボランティアセンターの運営
55	施設復旧等	大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 日本石材産業協会 新潟県支部	950-3221	新潟市北区葛塚 4804	R4. 5. 13	応急復旧対策

No.	区分	協定名称	協定団体名	郵便番号	住所	締結 年月日	協定の 主要内容
56	避難者の受入	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	五頭温泉郷 旅館協同組合	959-1928	阿賀野市 村杉 3946-163	R4. 5. 27	宿泊施設等の提供
57	避難者の受入	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	(有)ヤマキ観光	959-2221	阿賀野市 保田 6075-3	R4. 5. 9	宿泊施設等の提供
58	避難者の受入	災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	(有)長谷川不動産	959-2221	阿賀野市 保田 829-1	R4. 5. 11	宿泊施設等の提供
59	その他	阿賀野市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)大宮支店	950-8732	新潟市中央区上近江 2-19-14	R5. 5. 10	包括協定
60	施設復旧等	災害時の協力に関する協定書	東日本電信電話(株)埼玉事業部	951-8065	新潟市中央区東堀七番町 1017-1	R6. 1. 16	応 急 復 旧 対策等
61	物資協定	災害時におけるキッチンカーによる炊出の実施に関する協定書	阿賀野市キッチンカー組合	959-2146	阿賀野市小島 380	R6. 3. 26	キッチン カーによる炊出
62	施設復旧等	災害時における応援業務に関する協定書	(株)トップライズ	956-0861	新潟市秋葉区北上 2-22-29	R6. 9. 25	ドローンによる被災状況調査等
63	情報	防災パートナーシップに関する協定書	(株)新潟放送	951-8655	新潟市中央区川岸町 3-18	R6. 11. 8	情報伝達
64	その他	包括連携協定書	あいおいニッセイ同和損保保険(株)	951-8068	新潟市中央区上大川前通 7 番町 1230	R7. 7. 31	包括協定
65	相互応援	災害時相互応援協定	公益財団法人 B&G 財団	105-8480	東京都港区虎ノ門 35 森ビル 5F	R7. 9. 9	応急対策
66	場所等の提供	災害時における応援業務に関する協定書	(株)水原自動車学校	959-2002	阿賀野市下条 20-4	R7. 11. 25	施設・資 機材等の提供

9 新潟県緊急時情報伝達連絡会規約

(目的)

第1条 新潟県緊急時情報伝達連絡会（以下「連絡会」という。）は、県、市町村及び放送事業者との間で普段から情報交換を行うことにより、災害時において市町村長が行う避難勧告、避難指示及び避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）の発令が住民に迅速かつ適切に伝わるようにすることを目的とする。

(構成)

第2条 連絡会は、別紙1に定める県、市町村及び放送事業者をもって構成する。

2 連絡会には、必要に応じてオブザーバーの参加を求めることができる。

(座長)

第3条 連絡会には、座長を置くものとし、新潟県防災局危機対策課長をもってあてる。

2 座長は、会を代表し、会務を統括する。

(連絡会の開催)

第4条 連絡会は、座長が必要であると認めるときに開催する。

2 連絡会の会議の参集範囲は、必要に応じて座長が定める。

(会務)

第5条 連絡会は、第1条の目的を達成するために次の各号に掲げる事項の連絡調整を行う。

- (1) 伝達する避難勧告等の内容
- (2) 市町村から放送事業者への情報伝達方法
- (3) 情報伝達に用いる様式
- (4) 関係者連絡先
- (5) その他連絡会の目的を達成する上で必要な事項

(情報伝達の方法)

第6条 避難勧告等の伝達方法は、別紙2の方法を原則とする。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を処理するため、新潟県防災局危機対策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 その他連絡会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成17年12月8日から実施する。

改正 平成19年4月1日。

改正 平成19年6月6日

10 市町村から放送局への伝達ルート及び手段

1 対象となる情報

(1) 避難指示及び高齢者等避難情報の発令

ア 災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づき市町村長が行う避難指示の発令

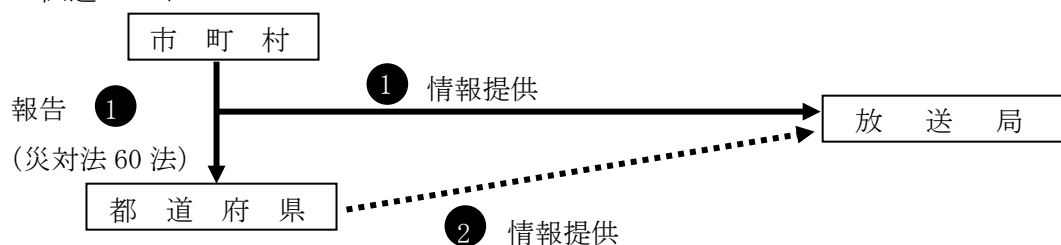
イ 上記アに準じて行う高齢者等避難情報の発令

(2) 避難指示及び高齢者等避難情報の解除

ア 災害対策基本法第 60 条第 4 項に基づき市町村長が行う避難指示の解除

イ 上記アに準じて行う高齢者等避難情報の解除

2 伝達ルート



- ① 原則、市町村から都道府県及び放送局双方へ同時に情報を伝達するルートを確保する。
- ② 直接市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、都道府県を経由した伝達ルートを確保する。この場合、情報遅延が生じないよう適切な措置を講ずる。

3 伝達手段

- (1) 当面の間、伝達手段は、原則別紙様式によるファックスとする。
- (2) 極めて緊急を要する等、災害時の状況によりファックスでの伝達手段により難しい場合は放送局に対する電話連絡も可能とするが、事後速やかにファックスで同一情報を放送局に提供する。

4 住民への伝達

- (1) 市町村は、放送局への情報提供にあわせて、防災行政無線、広報車等により住民への情報伝達を行う。
- (2) 放送事業者は、市町村からの情報の FAX 等を受信した場合は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民（視聴者）への情報伝達を行うように努める。

至 急

避難指示等 発令情報

市（町・村）

送付日時： 月 日 時 分

- 1 避難情報 ☐ 緊急安全確保
☐ 避難指示
☐ 高齢者等避難

2 発 令 月 日 時 分

3 解 除 月 日 時 分

4 対象地域等 市（町・村） 区（大字）

合計対象世帯数： 世帯

○合計対象世帯数内訳

（ふりがな）地 域 名	世 帯 数	（ふりがな）地 域 名	世 帯 数

発令・発表の理由

発信者 所属部署・氏名

電話 — — FAX — —

※詳細が不明な箇所については、後に報告する旨入し、速やかに連絡願います。

11 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓 口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	県防災企画課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長	
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市	県防災企画課
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(公財)都道府県センター	県防災企画課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	県防災企画課
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市・社会福祉協議会（民生委員）	県福祉保健総務課
	(7) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	地域振興局健康福祉（環境）部	県児童家庭課 新発田地域振興局健康福祉（環境）部
	(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	県建築住宅課 新発田地域振興局地域整備部
	(9) 新潟県災害被災者住宅再建資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	県経営普及課 県林政課 県水産課
	(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	新発田地域振興局農林（水産）振興部・農業振興部
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市金融機関 県信用保証協会	県産業政策課

12 災害弔慰金

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (阿賀野市災害弔慰金の支給等に関する条例)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹(※)	死亡者1人につき主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	市福祉支援課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 ① 対象災害区分が1～4の場合 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律) ② 対象災害区分が5の場合 県1/2 市1/2 (新潟県災害弔慰金等に関する要綱)	※兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母いずれも存在しない場合に限る。	支給の制限 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害				
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成25年内閣府告示第230号による)				
	5 新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害				

13 災害死亡者弔慰金

種別	対象となる災害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ窓口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者1人につき10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない	日本赤十字社地区長及び分区長(市役所及び市社会福祉協議会内)

14 災害障害見舞金

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給 対象者	支給限度額 (支給の制限)	問 い 合 わ せ 窓 口
災 害 障 害 見 舞 金	1 市において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (阿賀野市災害弔慰金の支給等に関する条例)	法別表に掲げる程度の障害がある者	障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	市福祉支援課
	2 新潟県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等に関する法律)		支給の制限	
	3 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害			1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害(以上、平成25年内閣府告示第230号による)				

15 被災者生活再建支援金

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問い合わせ窓口
被災者生活再建支援金	1 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 2 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 3 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害 4 1 又は 2 の市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害 5 1～3 の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害 6 1 若しくは 2 の市町村を含む都道府県又は 3 の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）	1 事業主体 新潟県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(公財) 都道府県センターへ委託している。 2 経費負担 国 1 / 2 県 1 / 2 【被災者生活再建支援法(平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号)】	1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければならない居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	別表のとおり	(公財) 都道府県センター

【別 表】

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

○住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

○住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

16 災害援護資金の貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合には1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市 (阿賀野市災害弔慰金の支給等に関する条例) 3 経費負担 国2/3 県1/3 4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%	市福祉支援課

17 生活福祉資金

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	- 低所得世帯（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） - 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） - 障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 貸付の日から 6 か月以内 2 償還期間 7 年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと。
イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	- 低所得世帯等（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） - 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） - 障がい者世帯（障がい者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1 「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250 万円以内	1 据置期間 貸付の日から 6 か月以内 2 償還期間 7 年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと。

18 母子父子寡婦福祉資金貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子父子寡婦福祉資金 (住宅資金)	- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 - 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 - 法施行令通知	貸付限度 200万円	- 災害救助法の適用を要しない - 据置期間 6か月 - 償還期間 7年以内 - 利率（年利）無利子又は1.0%（連帯保証人の有無による）

19 その他（特例措置）

No.	項 目	根拠法令等	特別措置の内容	備 考
1	母子父子寡婦福祉資金 の償還の猶予	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法施行 令 第 19 条、第 31 条の 7 及 び第 38 条	災害により借主が支払期日までに償 還することが困難となったときに支払 を猶予する。 (1) 猶予期間 1 年以内（1 年後も 更に、その事由が継続し、特に 必要と認める時は改めて猶予で きる） (2) 添付書類 罹災証明書	災害救助法の適用 を要しない
2	母子父子寡婦福祉資金 の違約金の不徴収	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法施行 令 第 17 条、第 31 条の 7 及 び第 38 条	支払期日までになされなかった償還 金に課せられる違約金を徴収しないこ とができる。 (1) 添付書類 罹災被災証明書	災害救助法の適用 を要しない
3	母子父子寡婦福祉資金 （事業開始資金、事業 継続資金、住宅資金） の据置期間の延長	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法施行 令 第 8 条、第 31 条の 6 及 び第 37 条	災害により全壊、流出、半壊、床上 浸水等の被害を受けた住宅に居住して いた者に対し、災害を受けた日から 1 年以内に貸付けられる場合には、2 年 をこえない範囲で厚生労働大臣が定め る期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次 の期間延長できる (1) 事業開始資金 15,000 円以上 30,000 円未満 6 か月 30,000 円以上 1 年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000 円以上 30,000 円未満 6 か月 30,000 円以上 45,000 円未満 1 年 45,000 円以上 1 年 6 か月	災害救助法の適用 を要しない
4	寡婦福祉資金の所得制 限適用除外	母子及び父子 並びに寡婦福 祉法第 32 条 第 3 項ただし 書き	災害の理由により生活の状況が著し く窮迫していると認められる場合は、 現に扶養する子等のない寡婦であって も、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡 婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用 を要しない

20 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

融 資 対 象 者	次の1から4までの全てに当てはまる者		
	1 自然災害により被害が生じた住宅(被災住宅)の所有者又は居住者で、阿賀野市長から「罹災証明書」を交付されている者		
	建設 購入	住宅が「全壊」した旨の「罹災証明書」 ※ 「大規模半壊」及び「半壊」は被災住宅の修理が不能または困難である旨の申出等必要	
	補修	住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」	
	2 ご自身が居住するための住宅を建設、購入又は補修する者		
	3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が基準以下の者		
	年収	400 万円未満	400 万円以上
	総返済負担率の基準	30%以下	35%以下
	4 日本国籍の方又は永住許可を受けている外国人の者		
融 資 対象住宅			
	建設 購入	・ 築年数関する制限なし。 ・ 共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造(省令準耐火構造を含む)の住宅であること。 ・ 中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。 ※ 中古住宅：申込日において竣工日(建築基準法の検査済証の交付年月日)から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
	補修	築年数関する制限なし。	
技術基準 適合確認	住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する住宅であることを「災害復興住宅融資等に関する確認書」により提出する。 ※ 旧耐震住宅(建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅)を購入する場合は、耐震診断を、建築後 10 年(マンションの場合は 20 年)超の住宅を購入する場合は建物状況調査を受ける必要がある。		
担 保 (抵当権)	原則として、融資の対象となる建物及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定(補修の場合は、後順位可)すること。 ※ 融資額が 300 万円以下の場合は、抵当権設定不要		
融 資 限 度 額	1 建設		
	土地を取得する場合		土地を取得しない場合
	3,700 万円		2,700 万円
	2 購入 3,700 万円(被災親族同居の場合は、640 万円加算)		
	3 補修 1,200 万円		
返済期間	次の1又は2のいずれか短い期間(1 年以上 1 年単位)		
	1 申込区分による最長返済期間		
	建設 購入	35 年	融資契約日から最長3年間元金据置期間
	補修	20 年	融資契約日から最長1年間元金据置期間
	2 「80 歳」－「申込時の申込本人又は収入合算者のいずれか高い方の年齢」		
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い		

21 新潟県災害被災者住宅再建資金

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金の借入れが必要な者に対し、必要な資金の貸付を行う。

貸付対象者	次の1及び2の両方に当てはまる者 1 新潟県内において、自ら居住するための住宅を建設又は購入若しくは補修を行う場合 2 住宅金融支援機構(災害復興住宅資金に限る)又は金融機関から次表に掲げる金額を借り入れても資金が不足する場合 <table border="1"><tr><td>区分</td><td>金額</td></tr><tr><td>建設購入</td><td>1,100 万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>590 万円</td></tr></table> ※ 金融機関から借り入れの場合は、市から被災者であることの証明を受けている必要があります。				区分	金額	建設購入	1,100 万円	補修	590 万円					
区分	金額														
建設購入	1,100 万円														
補修	590 万円														
貸付金額等	<table border="1"><tr><td>区分</td><td>貸付金額</td><td>貸付期間</td><td>貸付利率</td></tr><tr><td>建設購入</td><td>50 万円～800 万円 1 戸当たり 10 万円単位</td><td>25 年以内</td><td rowspan="2">申込受付時に適用される住宅金融支援機構の災害復興住宅資金より 1 %低い金利</td></tr><tr><td>補修</td><td>50 万円～400 万円 1 戸当たり 10 万円単位</td><td>20 年以内</td></tr></table>				区分	貸付金額	貸付期間	貸付利率	建設購入	50 万円～800 万円 1 戸当たり 10 万円単位	25 年以内	申込受付時に適用される住宅金融支援機構の災害復興住宅資金より 1 %低い金利	補修	50 万円～400 万円 1 戸当たり 10 万円単位	20 年以内
区分	貸付金額	貸付期間	貸付利率												
建設購入	50 万円～800 万円 1 戸当たり 10 万円単位	25 年以内	申込受付時に適用される住宅金融支援機構の災害復興住宅資金より 1 %低い金利												
補修	50 万円～400 万円 1 戸当たり 10 万円単位	20 年以内													
償還方法	貸付を受けた月の翌月から元利均等の月賦償還 (繰上償還可)														
債権保全等	県知事に指定された貸付を行う金融機関の定めるところによる。														

22 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200 万円 ～500 万円 激甚災害の場合は 250 万円 ～600 万円 法人 2,000 万円 ～2,500 万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6 年以内 激甚災害の場合は 4～7 年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	3 年

※ 利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

23 日本政策金融公庫資金（農林水産事業関係）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

区分	融資制度	利用対象者	融資限度額	利率	融資期間 (据置期間)
農 業	スーパーL 資金 (農業経営基盤強化資金)	認定農業者	【個人】 3 億円 (特認 6 億円) 【法人】 10 億円 (特認 20 億円 [一定の場合 30 億円])	0.60% ～ 1.00%	25 年以内 (10 年以内)
	青年等就農資金	認定新規就農者	3,700 万円 (特認 1 億円)	無利子	17 年以内 (5 年以内)
	農業改良資金 (農業者向け)	エコファーマー、六次産業化法の認定を受けた農業者等	【個人】 5,000 万円 【法人・団体】 1 億 5,000 万円	無利子	12 年以内 (3 年、5 年以内)
	経営体育成強化資金	農業を営む個人、法人・団体であって、経営改善資金計画または経営改善計画を融資機関に提出された方、認定新規就農者、農業参入法人等	負担額の 80%、ただし 【個人・農業参入法人】 1 億 5,000 万円、 【法人・団体】 5 億円	1.00%	25 年以内 (3 年以内)
	スーパーW 資金	認定農業者が加工・販売などを行うために設立した法人 (アグリビジネス法人)	事業費の 80% 以内 ※一部の場合、事業費の 90% 以内	1.00%	設備資金：25 年以内 (5 年以内) 関連費用：10 年以内 (3 年以内)
	畜産経営環境調和推進資金	「処理高度化施設整備計画」について、都道府県知事の認定を受けた畜産業 (畜種は牛、豚、鶏、馬に限る) を営む個人・法人 「共同利用施設整備計画」について、都道府県知事の認定を受けた農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業を営む方が組織する 5 割法人・団体	負担額の 80% (特認 90%) または 【個人】 3,500 万円 (特認 1 億 2,000 万円) 【法人】 7,000 万円 (特認 4 億円)	1.00%	20 年以内 (3 年以内)

区分	融資制度	利用対象者	融資限度額	利率	融資期間 (据置期間)
林業	林業基盤整備資金（造林資金）	林業を営む方、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合	負担額の 80%	0.60% ～ 1.15%	55 年以内（35 年以内）
	森林整備活性化資金	林業を営む方、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合	負担額の 7 分の 2 に相当する額	無利子	30 年以内（20 年以内）
	林業経営育成資金（森林取得－林地取得）	林業を営む方	負担額の 80% 以内、または各融資条件における限度額のいずれか低い額	0.55% ～ 1.15%	35 年以内（25 年以内）
漁業	漁業経営改善支援資金（経営改善）	漁業を営む個人または法人、漁業生産組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会（共同利用施設に限る）、一般社団法人（共同利用施設に限る）	船の種類や貸付金の使途により融資限度額が異なる	0.30%	15 年以内（3 年以内）
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	認定農業者、認定新規就農者、林業経営改善計画認定者、漁業経営改善計画認定者のほか、(1) 農林漁業所得が総所得の過半を占める、または、農林漁業粗収益が 200 万円以上の個人、 (2) 農林漁業売上高が総売上高の過半を占める、または農林漁業売上高が 1,000 万円以上の法人等	【一般】 600 万円 【特認】 年間経営費等の 6/12 以内	0.60% ～ 1.00%	10 年以内（3 年以内）
	農林漁業施設資金（災害復旧）	農業用施設・農機具・漁船等の復旧、果樹の改植・補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧	負担額 80% 又は 1 施設当たり 300 万円 (漁船（20 トン未満）1,000 万円等)	0.55% ～ 1.00% ※	25 年以内（10 年以内）

※ 特別振興事業新規分野挑戦事業の場合は成功判定 0.40%～4.90%

24 中小企業融資等

(1) 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う融資のための預託等の措置を行う。

イ 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

ウ 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

エ 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

オ 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

(2) 災害関連融資制度等

ア 融資制度

区分	融 資 条 件 等	申 込 窓 口
地方産業育成資金	1 資金使途 運転資金・設備資金	市商工観光課
	2 対象企業 中小企業者であつて市長の定めるところによる。	
	3 融資限度 1,000 万円（被災状況に応じて市長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可）	
	4 融資利率 保証付き（責任共有対象外）年 1.70% 保証付き（責任共有対象）年 1.90%保証なし 年 2.20%	
	5 融資期間 運転資金 5 年以内（据置期間 6 か月以内） 設備資金 7 年以内（ ” ）	
	6 担 保 } 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。	
	7 保 証 人 }	
	8 信用保証 市長の定めるところによる。	

イ 保証制度

機関名	区分	融 資 条 件 等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80%	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	セーフティネット保証 (4号要件)	1 保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長の証明を要する。） 2 保証限度額 個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 3 保証料率 年0.80% 4 保証期間 原則10年以内（据置2年以内）	

25 防災関係機関連絡先一覧

(1) 市

名 称	電話番号	所 在 地
阿賀野市役所	0250-62-2510	阿賀野市岡山町 10-15
安田支所	0250-68-3000	阿賀野市保田 1756-1
京ヶ瀬支所	0250-67-2111	阿賀野市姥ヶ橋 669
笹神支所	0250-62-4141	阿賀野市山崎 77
阿賀野市消防本部	0250-62-0119	阿賀野市安野町 14-4
かがやき分署	0250-68-3007	阿賀野市かがやき 5917-34
阿賀野市上下水道局	0250-62-2159	阿賀野市中島町 7-20
あがの市民病院	0250-62-2780	阿賀野市岡山町 13-23

(2) 県

名 称	電話番号	所 在 地
新潟県庁	025-285-5511	新潟市中央区新光町 4-1
防災局 危機対策課	025-282-1638	
〃 防災企画課	025-282-1605	
〃 消防課	025-282-1664	
〃 原子力安全対策課	025-282-1695	
〃 〃 放射線監視係	025-282-1697	
〃 放射線監視センター	0257-22-1090	柏崎市三和町 5-48
土木部 河川管理課	025-280-5411	新潟市中央区新光町 4-1
〃 砂防課	025-280-5422	
〃 道路管理課	025-280-5398	
新潟県新発田地域振興局	0254-22-5112	新発田市豊町 3-3-2
健康福祉環境部	0254-22-5104	
農業振興部	0254-26-9147	
農村整備部	0254-22-5105	
地域整備部	0254-26-9189	

(3) 警察

名 称	電話番号	所 在 地
阿賀野警察署	0250-63-0110	阿賀野市岡山町 9-35
安田交番	0250-68-2002	阿賀野市保田 3726-8
京ヶ瀬駐在所		阿賀野市緑岡 144-29
分田駐在所		阿賀野市分田 1321
笹神駐在所		阿賀野市山崎 377-1

名 称	電話番号	所 在 地
出湯駐在所		阿賀野市出湯 402-5

(4) 指定地方行政機関

名 称	電話番号	所 在 地
関東管区警察局新潟通信部	025-285-0110	新潟市中央区新光町 4-1
関東財務局新潟財務事務所	025-281-7501	新潟市中央区美咲町 1-2-1
関東信越厚生局新潟事務所	025-364-1847	新潟市中央区万代 2-3-6
北陸農政局新潟地域センター	025-228-5211	新潟市中央区船場町 2-3435-1
関東森林管理局下越森林管理署	0254-22-4146	新発田市大手町 4-4-15
関東経済産業局	048-600-0213	さいたま市中央区新都心 1-1
東北経済産業局	022-221-4856	仙台市青葉区本町 3-3-1
関東東北産業保安監督部	048-600-0385	さいたま市中央区新都心 1-1
〃 東北支部	022-221-4943	仙台市青葉区本町 3-2-23
北陸信越運輸局	025-285-9000	新潟市中央区美咲町 1-2-1
新潟地方気象台	025-281-5873	新潟市中央区美咲町 1-2-1
信越総合通信局	026-234-9961	長野市旭町 1108
新発田労働基準監督署	0254-27-6680	新発田市日渡 96
新発田公共職業安定所	0254-27-6677	新発田市日渡 96
北陸地方整備局	025-280-8880	新潟市中央区美咲町 1-1-1
〃 新潟国道事務所水原維持出張所	0250-62-3100	阿賀野市安野町 10-5
〃 阿賀野川河川事務所	0250-22-2211	新潟市秋葉区南町 14-28
〃 〃 満願寺出張所	0250-22-1132	新潟市秋葉区満願寺 4100
関東地方環境事務所新潟事務所	025-280-9560	新潟市中央区美咲町 1-1-1
北陸地方測量部	076-441-0888	富山市牛島新町 11-7
北関東防衛局	025-285-1120	新潟市中央区美咲町 1-1-1

(5) 自衛隊

名 称	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊第 30 普通科連隊	0254-22-3151	新発田市大手町 6-4-16
航空自衛隊新潟救難隊	025-273-9211	新潟市東区船江町 3-135

(6) 指定(地方)公共機関、その他公共的防災関係団体等

名 称	電話番号	所 在 地
東日本旅客鉄道(株)新潟支社	025-248-5106	新潟市中央区花園 1-1-1
水原駅		阿賀野市下条町 1-1
N T T 東日本(株)新潟支店	025-227-6802	新潟市中央区東堀通七番町 1017-1
N T T ドコモ新潟支店	025-241-0020	新潟市中央区八千代 1-3-9

名 称	電話番号	所 在 地
K D D I (株)	03-3347-0077	東京都千代田区飯田橋 3-10-10
ソフトバンク(株)	03-6889-2000	東京都港区海岸 1-7-1
日本銀行新潟支店	025-222-3101	新潟市中央区寄居町 344
日本赤十字社新潟県支部	025-231-3121	新潟市中央区関屋下川原町 1-3-12
日本放送協会新潟放送局	025-230-1616	新潟市中央区川岸町 1-49
(株)新潟放送	025-230-1532	新潟市中央区川岸町 3-18
(株)N S T 新潟総合テレビ	025-248-7234	新潟市中央区八千代 2-3-1
(株)テレビ新潟放送網	025-283-8152	新潟市中央区新光町 1-11
(株)新潟テレビ 21	025-223-8608	新潟市中央区下大川前通六ノ町 2230-19
(株)エフエム新津	0250-23-5000	新潟市秋葉区新津東町 2-5-6
(株)エムエムラジオ新潟	025-246-2311	新潟市中央区幸西 4-3-5
(株)新潟日報社新発田支局	0254-22-2430	新発田市大手 4-4-6
東日本高速道路(株)新潟支社	025-241-5111	新潟市中央区天神 1-1
東北電力ネットワーク(株) 新発田電力センター	0254-22-9164	新発田市新栄町 3-1-34
日本通運(株)新潟支店	025-228-0219	新潟市中央区上大川前通 5 番町 68-1
新潟輸送(株)新潟事業部	0250-67-4861	阿賀野市京ヶ瀬工業団地 1062-4
阿賀野郵便局	0570-943-148	阿賀野市中央町 1-1-11
安田郵便局	0250-68-2200	阿賀野市保田 3731-4
京ヶ瀬郵便局	0250-67-2830	阿賀野市姥ヶ橋 67-1
堀越郵便局	0250-62-4215	阿賀野市市野山 230-1
分田郵便局	0250-62-4218	阿賀野市分田 1323-9
笹神郵便局	0250-62-4216	阿賀野市山崎 18-3
村杉温泉郵便局	0250-66-2200	阿賀野市村杉 3946-152
阿賀用水右岸土地改良区連合	0250-62-2591	阿賀野市水原 585
阿賀野川土地改良区	0250-62-2140	阿賀野市学校町 3-62
阿賀野市建設業協会	0250-62-7004	阿賀野市中島町 1-39
新潟県 L P ガス協会蒲原支部	0250-62-3436	阿賀野市庄ヶ宮沢田 669-4
新発田ガス(株)	0254-22-4181	新発田市豊町 1-4-23
新潟交通観光バス(株)京ヶ瀬営業所	0250-67-4777	阿賀野市京ヶ瀬工業団地 1045-6
蒲原鉄道(株)	0250-58-8966	五泉市村松甲 1364
(一社)新発田北蒲原医師会	0254-22-4008	新発田市本町 4-16-83
(一社)新潟県歯科医師会	025-283-3030	新潟市中央区堀之内南 3-8-13
(一社)下越薬剤師会	0254-26-6007	新発田市本町 1-14-8

名 称	電話番号	所 在 地
(公社)新潟県看護協会	025-265-1225	新潟市中央区川岸町 2-11
(公社)新潟県助産師会	025-267-9772	新潟市中央区川岸町 2-11
(福)阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203	阿賀野市姥ヶ橋 669
阿賀野商工会 安田支所	0250-68-2208	阿賀野市保田 3726-7
阿賀野商工会 京ヶ瀬支所	0250-67-2743	阿賀野市姥ヶ橋 660-5
阿賀野商工会 本所	0250-62-2047	阿賀野市中央町 2-12-5
阿賀野商工会 笹神支所	0250-62-4563	阿賀野市山崎 379
新潟かがやき農業協同組合あがの支店	0250-62-1000	阿賀野市土橋 297
新潟かがやき農業協同組合ささかみ支店	0250-62-2410	阿賀野市山崎 58
新潟県農業共済組合下越支所	0254-33-3901	新発田市住田 544
酪農にいがた農業協同組合阿賀野支所	0250-68-2106	阿賀野市六野瀬 607

26 消防相互応援協定一覧

協 定 名	協定締結消防機関名
新潟県広域消防相互応援協定	県内全消防本部
阿賀野市・新発田地域広域事務所組合 消防相互応援協定	新発田地域広域事務所組合、阿賀野市
阿賀北広域組合・豊栄市消防相互応援協定	新潟市、阿賀野市
北陸、磐越及び日本海東北自動車道 消防相互応援協定	新潟市、五泉市、阿賀野市
阿賀野市・阿賀町消防相互応援協定	阿賀町、阿賀野市
磐越自動車道消防相互応援協定	阿賀町、阿賀野市
五泉市・阿賀野市消防相互応援協定	五泉市、阿賀野市

27 非常通信を依頼できる主要無線局

機 関 名	所 在 地	電話番号
阿賀野市消防本部	阿賀野市安野町 14-4	0250-62-0119
新潟国道事務所水原維持出張所	阿賀野市安野町 10-5	0250-62-3100
阿賀野川河川事務所	新潟市秋葉区南町 14-28	0250-22-2211
阿賀野川河川事務所満願寺出張所	新潟市秋葉区満願寺 4100	0250-22-1132

28 消防車両一覧

所属	車種	車名	登録番号	購入年月	ポンプ名 型式	適用
消防本部・署	普通ポンプ車	日野	新潟 800 す 7219	H26. 12	モリタ C D - I	C A F S 水 600 L 緊 援隊補助
	水槽付ポンプ車	日野	新潟 800 は 2204	R 3. 2	モリタ 水 - II	水 2, 000 L 防衛庁補助事業
	普通ポンプ車	いすゞ	新潟 800 さ 3825	H13. 3	モリタ C D - I	可搬ポンプ積載
	指揮車	トヨタ	新潟 800 す 2319	H20. 10		
	梯子付ポンプ車	日野	新潟 800 は 674	H17. 3	モリタ M E - 5	ポンプ積載 24M級
	救助工作車	日野	新潟 800 は 1327	H24. 3	モリタ R II 型	ポンプ搭載 緊援隊補助
	救急車	トヨタ	新潟 800 す 6664	H26. 3	高規格	
	救急車	トヨタ	新潟 800 す 9553	H29. 12	高規格	アステラス製薬 寄贈
	人員輸送車	トヨタ	新潟 301 ん 3172	H30. 8		1 B O X ワゴン
	資材搬送車	三菱	新潟 45 せ 6520	H10. 3		トラック型
	指揮支援車	トヨタ	新潟 800 さ 267	H10. 7		
	連絡車	トヨタ	新潟 400 と 760	H23. 10		普通ライトバン
	連絡車	三菱	新潟 800 す 7653	H16. 3		日本消防 協会 寄贈
	連絡車	ダイハツ	新潟 41 こ 1305	H13. 5		
かがやき分署	普通ポンプ車	日野	新潟 800 す 8863	H29. 1	モリタ C D - I	
	普通ポンプ車	日野	新潟 800 す 4200	H23. 2	モリタ C D - I	C A F S 水 600 L 防衛省補助事業
	救急車	トヨタ	新潟 800 せ 4410	R 6. 2	高規格	緊援隊補助
	救急車	トヨタ	新潟 800 す 7292	H27. 2	高規格	防衛省補助事業
	連絡車	スズキ	新潟 480 と 7665	R 4. 8		

29 自主防災組織・消防体制の現況

(1) 自主防災組織

	全自治会数	自主防災組織を 組織している自治会数	組織率
安田地区	49	41	83.67%
京ヶ瀬地区	50	40	80.00%
水原地区	120	101	84.17%
笹神地区	63	57	90.48%
合計	282	239	84.75%

R5.4.1現在

(2) 消防体制

ア 常備消防体制

組 織	人 員	備 考
阿賀野市消防本部	11 人	
阿賀野市消防署	43 人	
阿賀野市消防署かがやき分署	31 人	分署長 1 人、10 人×3 小隊
合 計	85 人	

イ 非常備消防（消防団）体制

(令和6年4月1日現在)

組 織	地 区 等	人 員	備 考
団長		1 人	
副団長		2 人	
安田常備分団	安田地区全域	13 人	左記人数に分団長 1 人、副分団長 1 人含む
安田地区			
第 1 分団	分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人	
第 1 部	宮町、安田上町、安田中町、 安田下町、片町、浦町、安田 栄町、千刈町、小路、本町他	8 人	
第 2 部	下学校町、上学校町、東学校 町、原町、安田新栄町、竜 下、沢田	11 人	
第 3 部	安田寺社一、安田寺社に、 安田寺社三、安田寺社四、 安田寺社五・物見山町	10 人	

組 織			地 区 等	人 員	備 考
		第 4 部	庵地、庵地小路、岩野、二本松	10 人	
		第 5 部	福永、籠田、羽多屋、中山、ツベタ、丸山	10 人	
	第 2 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	2 人	
		第 1 部	小松	7 人	
		第 2 部	草水	7 人	
		第 3 部	六野瀬	9 人	
		第 4 部	久保	12 人	
		第 5 部	渡場	7 人	
		第 3 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人
		第 1 部	新保	8 人	
		第 2 部	南郷砂山	8 人	
		第 3 部	小浮新田、小浮本村、千唐仁、野田、嶋瀬	25 人	
	京ヶ瀬地区				
		第 1 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人
		第 1 部	曾郷、猫山、小里、さくら団地、曾郷エコタウン	5 人	
		第 2 部	金淵、乙金淵、法柳新田	10 人	
		第 3 部	駒林 1、駒林 2 の一部、駒林 3、五郎巻	7 人	
		第 4 部	駒林 2 の一部、駒林 4、駒林 5、駒林 6	8 人	
第 2 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人		
		第 1 部	姥ヶ橋、飯森杉、飯森杉団地	7 人	
		第 2 部	緑岡 1、緑岡 2、緑岡 3 緑岡 4、緑岡 5、緑岡 6	8 人	
		第 3 部	法柳、深堀、下黒瀬	8 人	
		第 4 部	上黒瀬、田山、城、窪川原、美里団地	6 人	
		第 5 部	下ノ橋、京ヶ島第一、京ヶ島	6 人	
第 3 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人		
		第 1 部	関屋、箸木免、前山	9 人	

組 織			地 区 等	人 員	備 考
		第 2 部	七島、月崎	9 人	
		第 3 部	小河原、下里	9 人	
		第 4 部	嘉瀬島、粕島、小島、川前	11 人	
水原地区					
		第 1 分団	分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人	
		第 1 部	旭町、南新町の一部、中島 1、中島 2 中島 3、中島 4、中島 5、弥生町、下金田	5 人	
		第 2 部	水原上町、小川町、水原横町、南新町の一部、東雲町、東柳町、柳町、北新町、新光町他	7 人	
		第 3 部	水原中町、水原下町、泉町、天朝通り諏訪町、新々町、水原新栄町、堰場、元町 1 他	6 人	
		第 4 部	新橋、杉並、館の越、前山口、上山口、中山口、下山口 1、下山口 2、下山口 3、みそら野他	7 人	
		第 5 部	停 1、停 2、停 3、若葉町、緑町、稲荷町、あがの	9 人	
		第 6 部	中島 6、学校町、桜木町、百津	12 人	
		第 7 部	沖通	8 人	
		第 8 部	天神堂、千原	9 人	
		第 2 分団	分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人	
		第 1 部	堀越上、堀越中、堀越下、町村、堀越外城、坂町、越御堂	11 人	
		第 2 部	原	6 人	
		第 3 部	野地城、庄ヶ宮、あやめ	10 人	
		第 4 部	里金田、里上、里中、里下、大野地、境新田	10 人	
		第 5 部	荒屋、上中野目、すみれ野、あさひ、みずほ、上中、市野山、新市野山、シンフォニー市野山、土橋	10 人	

組 織			地 区 等	人 員	備 考
		第 6 部	中潟上、中潟中、中潟下	8 人	
		第 7 部	小境、福田	10 人	
		第 8 部	牧島、境新、七石	10 人	
	第 3 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人	
	第 1 部	分田 1、分田 2、分田 3、分田学校町、分田 5、分田 6、分田 7、分田 8	5 人		
	第 2 部	上江端 1、上江端 2	8 人		
	第 3 部	新座	10 人		
	第 4 部	上福岡	9 人		
	第 5 部	西岡、水ヶ曾根	8 人		
	第 6 部	山本新	6 人		
	第 7 部	水原寺社、熊居新田、切梅新田	7 人		
笹神地区					
	第 1 分団		分団長 1 人、副分団長 1 人	2 人	
	第 1 部	笹岡	9 人		
	第 2 部	山崎	6 人		
	第 3 部	発久、下山屋、塚田	10 人		
	第 4 部	上山屋、蒔田、赤水、野村	9 人		
	第 5 部	須走、横山	8 人		
	第 6 部	金屋、押切、五頭の里	7 人		
	第 7 部	次郎丸、上坂町、羽黒	9 人		
	第 8 部	上一分、下一分、堤、小栗山、沢口	10 人		
	第 2 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人	
	第 1 部	宮下、七浦、宮島	8 人		
	第 2 部	大室	10 人		
	第 3 部	福井、貝喰	8 人		
	第 4 部	村杉、大日、今板、出湯	21 人		

組 織			地 区 等	人 員	備 考
		第 7 部	勝屋、畑江、湯沢	5 人	
		第 8 部	折居、女堂	5 人	
	第 3 分団		分団長 1 人、副分団長 2 人	3 人	
		第 1 部	村岡、熊堂、滝沢	9 人	
		第 2 部	上高関、上蔵野、長起、上西野	7 人	
		第 3 部	中ノ通、飯山新、藤屋	10 人	
		第 4 部	高田、上高田	7 人	
		第 5 部	山倉・上関口、山倉新田、南沖山、しらとり	6 人	
		第 6 部	島田、本明、沖、下福岡、泉	9 人	
		第 7 部	榎船渡、船居、沖ノ館	8 人	
		第 8 部	上飯塚、榎	8 人	
	阿賀さくら		市内全域	10 人	本部付

30 防災情報・通信システムの現況

1 防災行政無線

(1) 新潟県防災行政無線

通信衛星を使用し、国、都道府県、市町村及び消防本部等との間で、音声、FAX及びデータの通信を行う。

設置箇所：市役所本庁、消防本部

(2) 阿賀野市防災行政無線

市民や在勤者などへ災害情報等（注１）の伝達を行うため、市役所本庁から屋外拡声子局及び戸別受信機に音声通信を行う。

設置箇所：親局 1 箇所（市役所本庁）

遠隔制御装置 1 箇所（消防本部）

屋外拡声子局 134 箇所

戸別受信機 673 台

〔 内訳：土砂災害警戒（特別）区域等 554 台
その他（行政機関、学校、福祉施設等）115 台 〕

（注１） 阿賀野市独自の情報以外にも、Jアラートからの情報は自動で音声通信を行う。

(3) MCA無線

災害発生の恐れがある、または災害発生時における迅速な情報把握・指示等のため、音声通信を行う。

設置箇所：固定局 1 箇所（統制局 市役所本庁）

半固定局 3 台（各支所）

携帯局 40 台（市役所本庁及び各支所に配備）

2 緊急告知FMラジオ（FMにいつ）

市民や在勤者などへ災害情報等（注１：上記１（２）同様）の伝達を行うため、FMラジオを通じて災害情報の伝達を行う。

配布箇所：配布数 1,105 台

〔 内訳：自治会 884 台（1自治会 3 台（10世帯以下 2 台））
土砂災害警戒（特別）区域等 79 台
その他（行政機関、学校、福祉施設等）142 台 〕

3 緊急速報メール

株式会社N T Tドコモが提供している緊急速報エリアメール、K D D I 株式会社が提供している緊急速報メール「災害・避難情報」及びソフトバンクモバイル株式会社が提供している緊急速報メールと連携して、避難情報等を3社と契約している阿賀野市エリア内の携帯電話に一斉配信を行う。

(1) 特徴

- ア 阿賀野市内の通信エリア内であれば、情報を受信することができる。
- イ 配信時に阿賀野市内に滞在している人が情報を受信することができる。
- ウ 事前登録が不要である。

(2) 配信内容

避難情報、災害発生情報、河川洪水予報、土砂災害警戒情報の災害に係る情報

4 安全安心メール

防災、防犯、交通安全等の情報、また、阿賀野市防災行政無線の放送内容を文字で、登録者の携帯電話やパソコンにメール配信する。

メール受信のための登録は、携帯電話やパソコンから行うことができる。

5 阿賀野市防災行政無線電話自動応答

防災行政無線から直近に放送した音声を手話で確認することができる。

電話番号：0250-62-8150

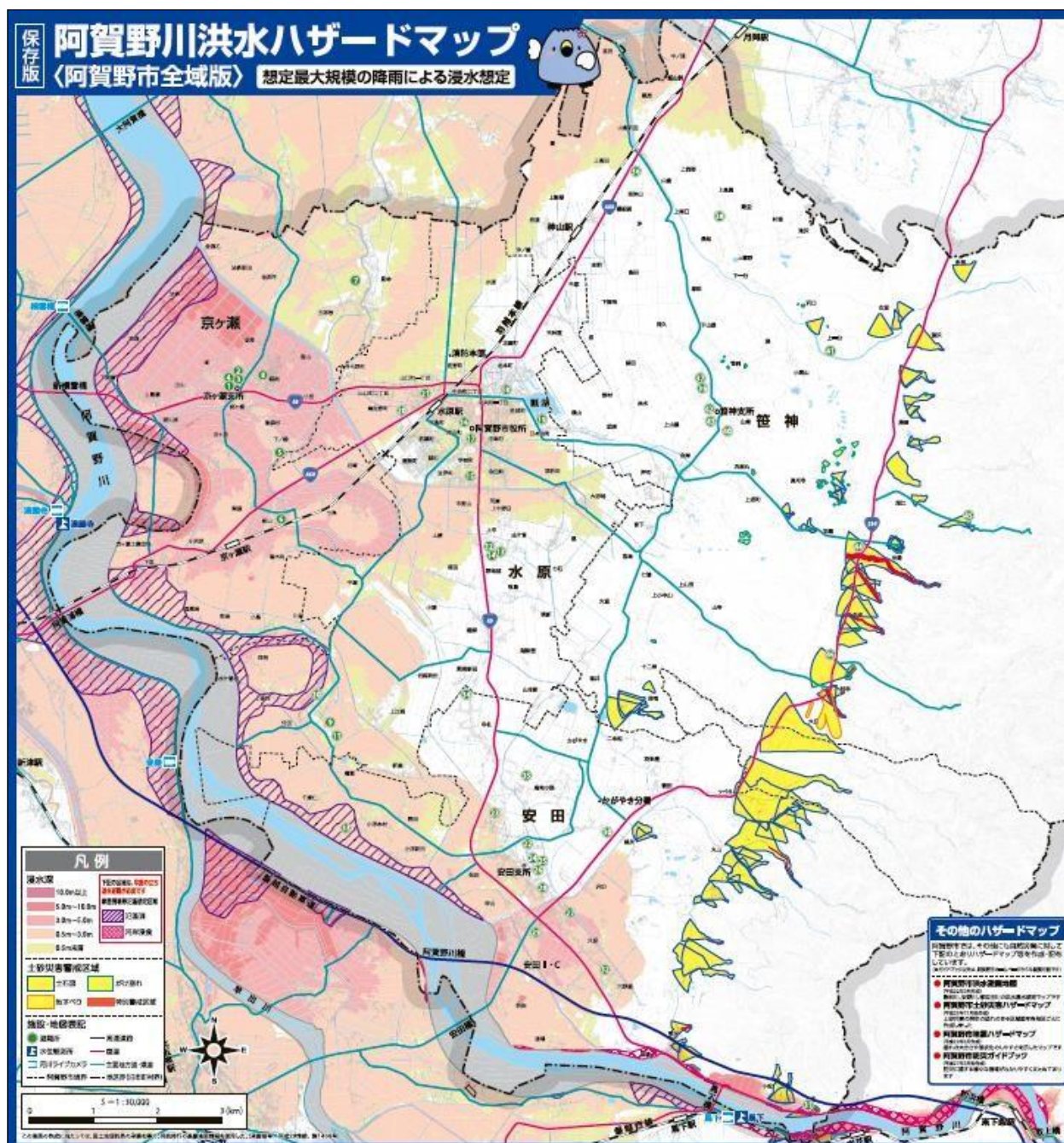
6 S N S

安全安心メールの配信に併せて、防災、防犯、交通安全等の情報、また、阿賀野市防災行政無線の放送内容を文字で、登録者の携帯電話やパソコンに配信する。

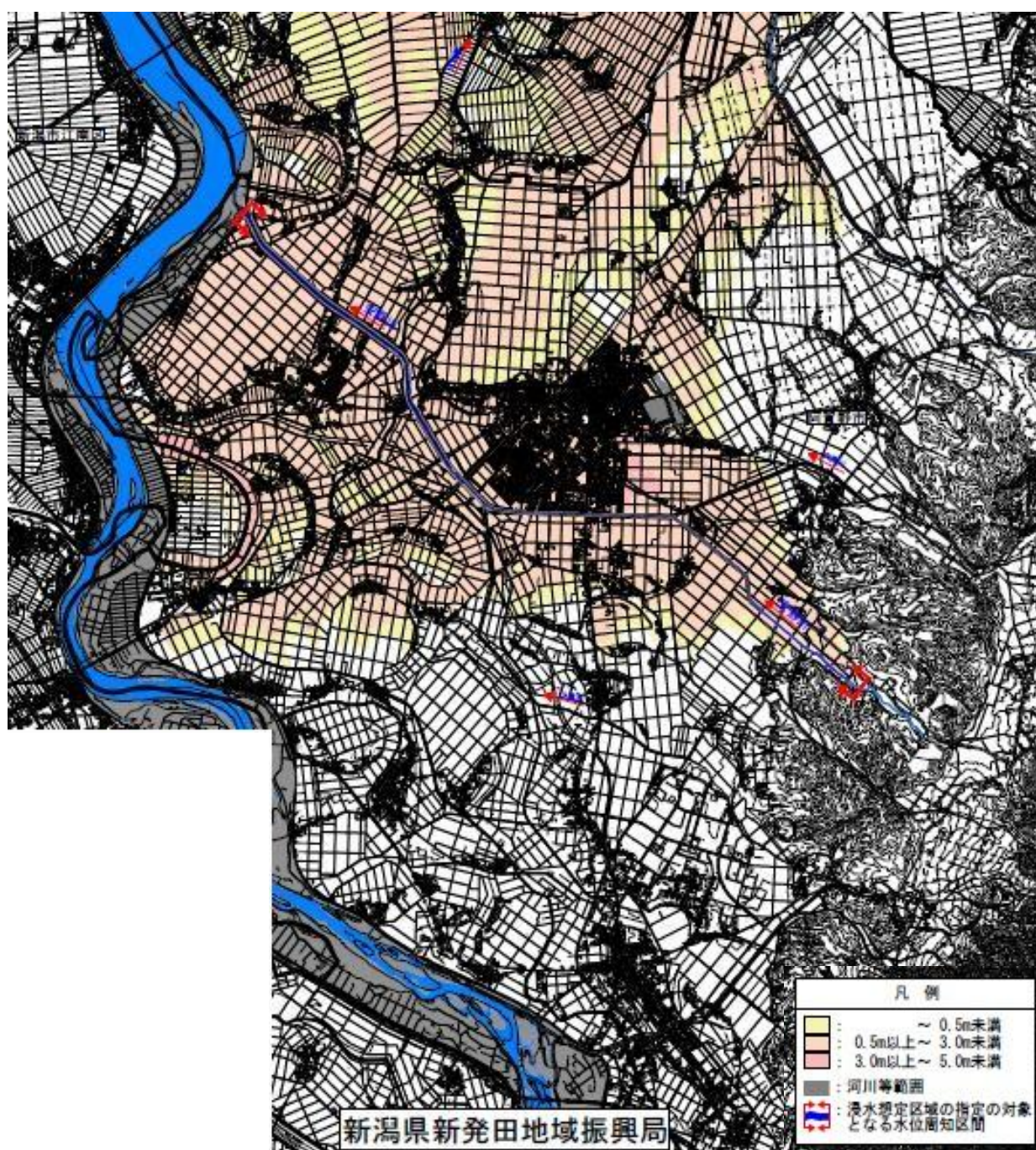
情報受信のための登録は、携帯電話やパソコンから行うことができる。

31 ハザードマップ

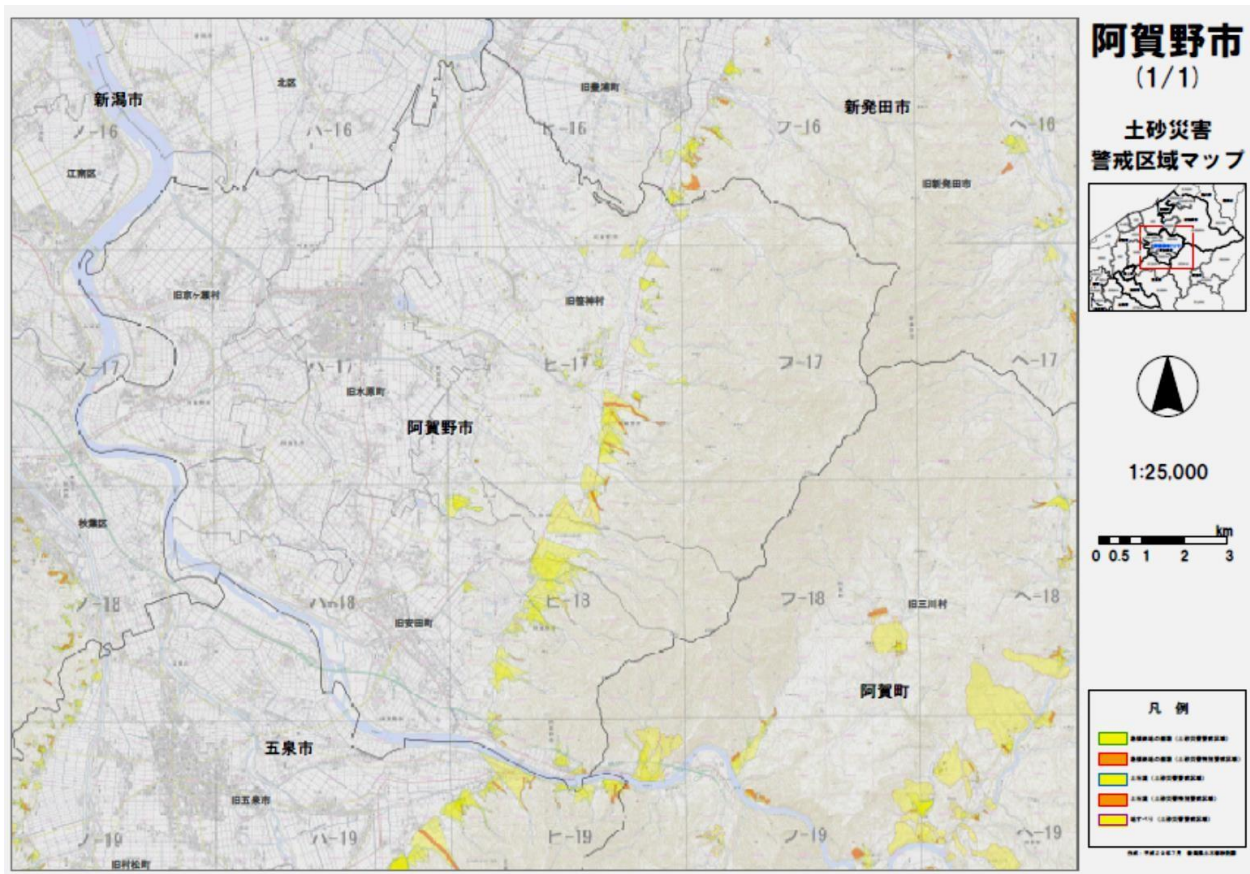
【阿賀野川ハザードマップ】



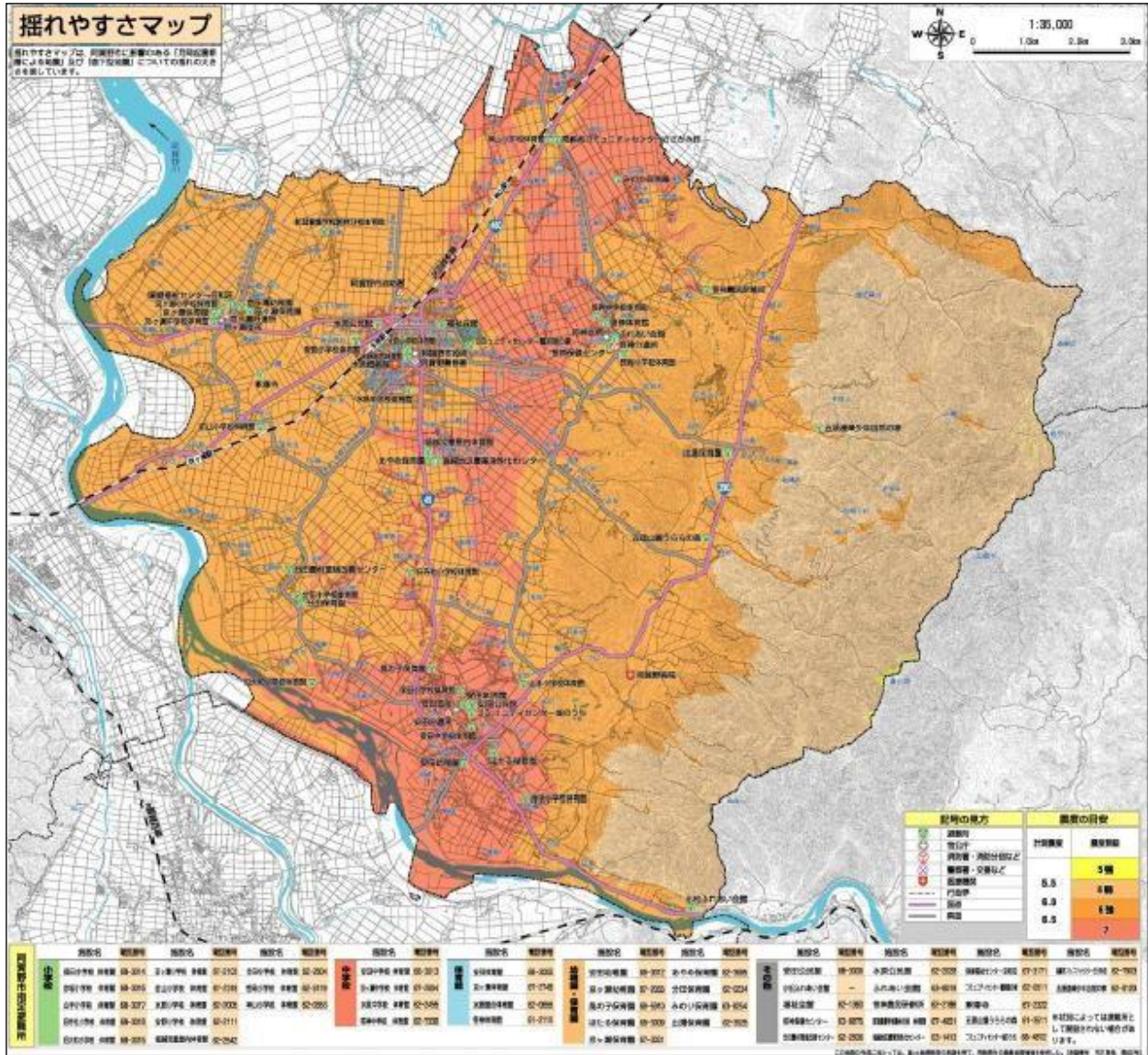
【安野川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)】



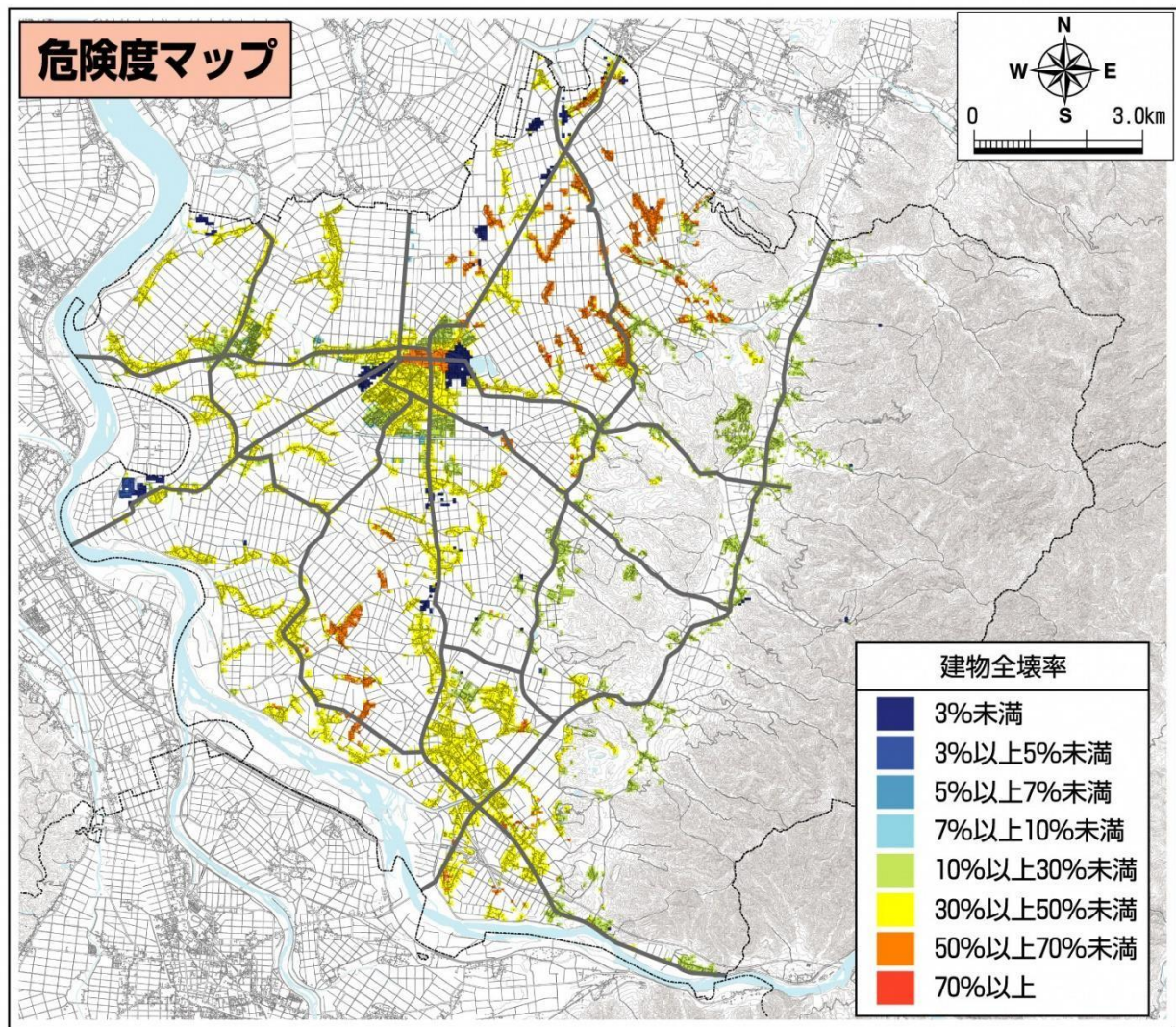
【土砂災害計画区域マップ】



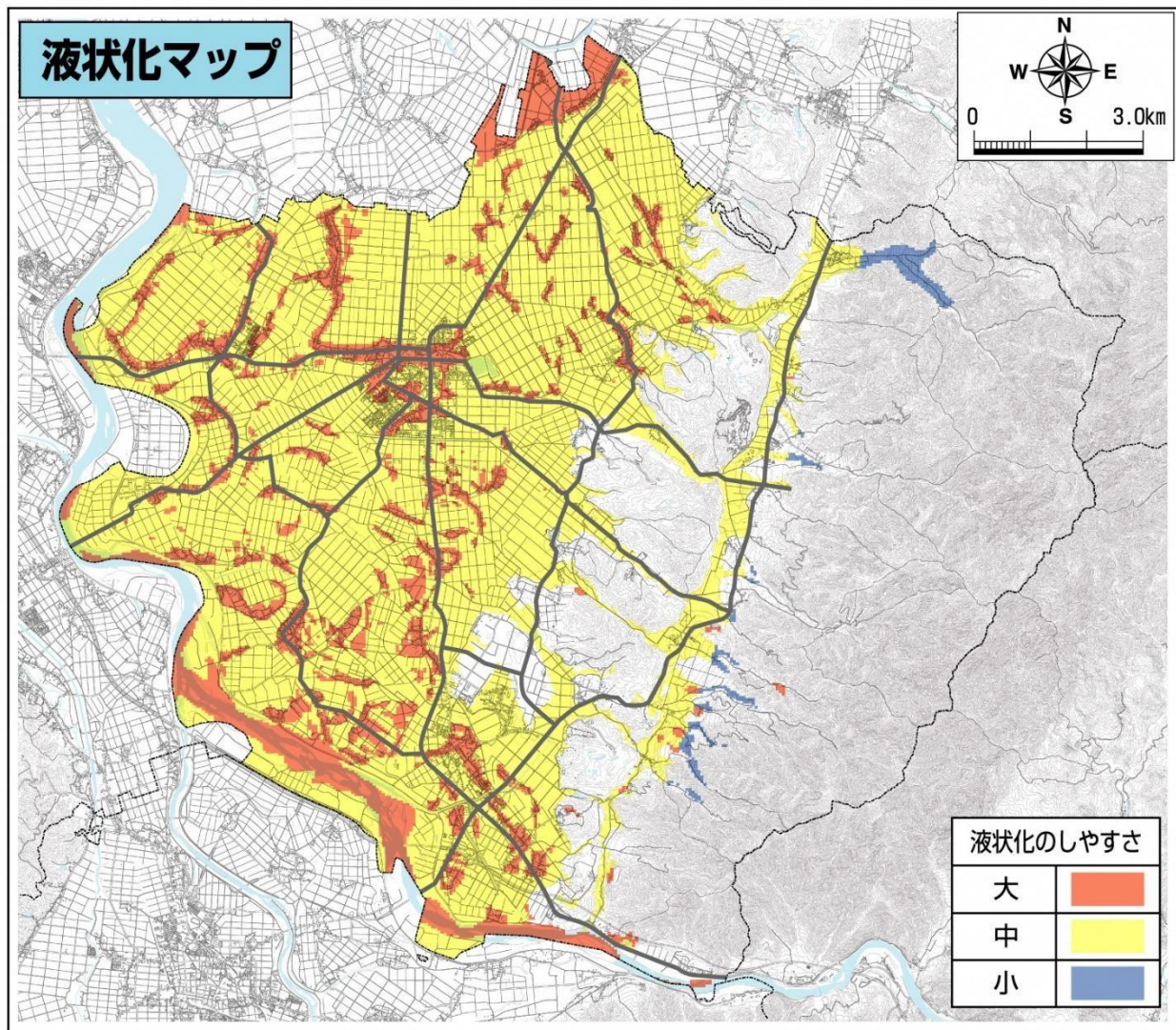
【揺れやすさマップ】



【危険度マップ】



【液状化マップ】



32 特別警報、警報、注意報の発表基準

(1) 特別警報の発表基準

種 類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 警報、注意報の発表基準

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	13
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	110
	洪水		流域雨量指数基準	駒林川流域=3.7、荒川流域=12.8、折居川流域=11.5、大通川流域=4.1、安野川流域=15.4、古川流域=6、都辺田川流域=11.2、塚田川流域=3.3、割石川流域=5、大日川流域=6.5、七浦川流域=2.5
			複合基準	阿賀野川流域= (8、85.0)、駒林川流域= (8、3.6)、荒川流域= (7、11.5)、折居川流域= (12、10.3)、大通川流域= (8、3.6)、安野川流域= (8、13.8)、塚田川流域= (8、2.9)、割石川流域= (8、4.5)、大日川流域= (8、5.8)、七浦川流域= (8、2.2)
			指定河川洪水予報による基準	阿賀野川 [馬下・満願寺]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：6 時間降雪の深さ 30cm 山沿い：12 時間降雪の深さ 55cm
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
			土壌雨量指数基準	90

洪水		流域雨量指数基準	駒林川流域=3、荒川川流域=10.2、折居川流域=9.2、大通川流域=3.2、安野川流域=12.3、古川流域=4.84、都辺田川流域=8.9、塚田川流域=2.6、割石川流域=4、大日川流域=5.2、七浦川流域=2
		複合基準	阿賀野川流域=（5、75.6）、駒林川流域=（5、3）、荒川川流域=（5、5.8）、折居川流域=（8、7.4）、大通川流域=（5、2.8）、安野川流域=（5、12.3）、古川流域=（7、3）、塚田川流域=（8、2.1）割石川流域=（8、4）、大日川流域=（5、5.2）、七浦川流域=（8、2）
		指定河川洪水予報による基準	阿賀野川〔馬下・満願寺〕
	強風	平均風速	4～9月 12m/s 10～3月 15m/s
	風雪	平均風速	4～9月 12m/s 雪を伴う 10～3月 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地：6時間降雪の深さ 15cm 山沿い：12時間降雪の深さ 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 7℃以上、かつ、日平均風速 5m/s 以上か日降水量が 20mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	
なだれ	1. 24時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が 50cm 以上で最高気温が 8℃以上になるか、日降水量 20mm 以上の降雨がある場合		
	5～9月：日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続 11～4月：海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下山沿い 最低気温-10℃以下		
	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温 0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

33 水防警報等の提供を行う河川及び水防警報等情報提供者

- (1) 水防法第 16 条の規定により水防警報を行う河川で、阿賀野市に関するものは、次のとおり。

ア 国土交通大臣が行うもの

河 川 名	区 域	発 表 者
阿賀野川 (幹川)	左岸 阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工 から海まで 右岸 阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工 から海まで	阿賀野川 河川事務所長

イ 新潟県知事が行うもの

河 川 名	区 域	発 表 者
阿賀野川	左岸 福島県界から阿賀野市小松字向島阿賀野川頭首工まで 右岸 福島県界から阿賀野市小松字上川原阿賀野川頭首工まで	新潟地域 振興局長
安野川	左岸 阿賀野市大室から阿賀野川交流点まで 右岸 阿賀野市大室から阿賀野川交流点まで	新発田地域 振興局長

- (2) 水防警報及び水防情報提供の対象とする水位観測所

ア 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	地名			氾濫 危険 水位	避難 判断 水位	氾濫 注意 水位	水防団 待機 水位	摘 要	堤防高	量水標 の零点 標高
		郡市	町村区	大字	〔危険 水位 (流量)〕	〔特別 警戒 水位〕	〔警戒 水位 (流量)〕	〔通報 水位 (流量)〕			
阿賀野川	馬 下 満願寺	五 泉 新 潟	一 秋葉	馬 下 満願寺	22.80	22.00	20.15	19.65	テレメーター	24.15	0.000
					9.00	8.20	6.50	5.80	〃	12.17	0.000

イ 新潟県知事所管

河川名	観測所名	地名			氾濫 危険 水位	避難 判断 水位	氾濫 注意 水位	水防団 待機 水位	摘 要	堤防高	量水標 の零点 標高
		郡市	町村区	大字	〔危険〕 水位 (流量)	〔特別〕 警戒 水位	〔警戒〕 水位 (流量)	〔通報〕 水位 (流量)			
阿賀野川	津 川	東蒲原郡	阿賀町	津川	52.55	52.10	50.70	50.00	テレメーター	55.45	0.000
安野川	大 室	阿賀野市		七浦	12.79	12.28	12.03	11.64	テレメーター	14.69	0.000
	金田町	阿賀野市		金田町	8.40	7.48	7.21	6.27	テレメーター	10.13	0.000

(3) 水防警報及び水防情報

ア 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

イ 水防警報の段階と対象量水標の位置

(イ) 水防警報の段階

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。

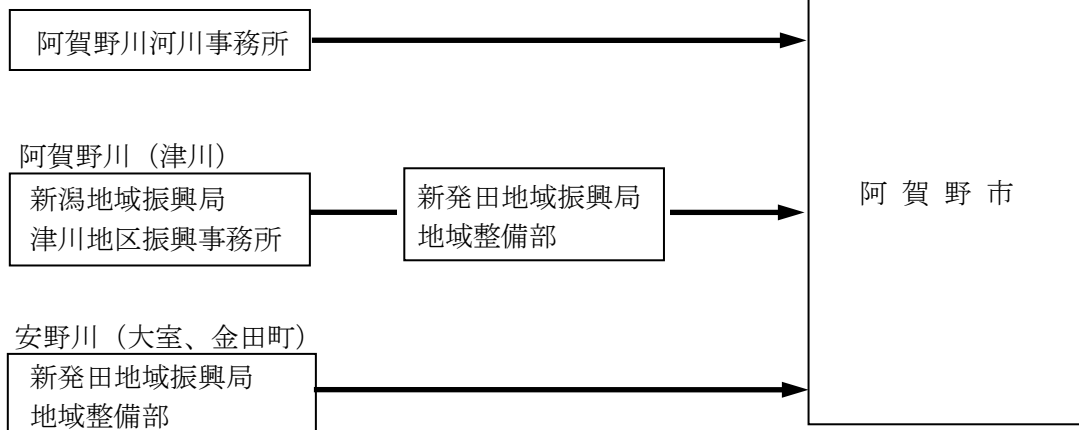
種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
状 況		適宜河川の状況により必要と認められるとき。

(イ) 水防警報の対象量水標の位置

所 管	河川名	位 置	備 考
国土交通大臣所管	阿賀野川	馬下	
		満願寺	
新潟県知事所管	阿賀野川	津川	
	安野川	大室	
		金田町	

ウ 水防警報の伝達系統

阿賀野川（馬下、満願寺）



34 ダム操作規程による警報、通知の伝達

(1) 警報

東北電力揚川ダムから放流するとき、危険を防止するため次により警報が発せられる。

ア スピーカーの吹鳴及び設置場所

号別	第 11 号	第 12 号	第 13 号	第 14 号	第 15 号
設置場所	石間	咲花	小松	馬下	小流
吹鳴の時期 (放流後)	約 1 時間 13 分	約 1 時間 18 分	約 1 時間 22 分	約 1 時間 26 分	約 1 時間 31 分
号別	第 16 号	第 17 号	第 18 号	第 19 号	第 20 号
設置場所	小掬	笹堀	荻野島	安田橋	高山
吹鳴の時期 (放流後)	約 1 時間 35 分	約 1 時間 39 分	約 1 時間 43 分	約 1 時間 47 分	約 1 時間 51 分

(ア) スピーカーの吹鳴区分と時機 (河川水位の上昇が開始される約 10 分前)

- a ダムから初めて水を流すとき
- b 発電放流で負荷が急増するとき

(イ) スピーカーの鳴らし方

- a 次の擬音とことばを約 3 分間繰り返す。

ピーポー、ピーポー……………こちらは東北電力揚川ダムです。いまから川の水が急に増えます。河原にいる人は危険ですからすぐあがって下さい。ピーポー、ピーポー……………

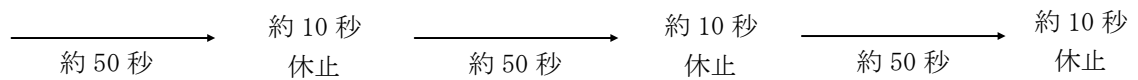
イ サイレンの吹鳴及び設置場所

号別	第 5 号	第 6 号	第 7 号	第 8 号	第 9 号
設置場所	釣浜	馬下	笹堀	荻野島	高山
吹鳴の時期 (流量到達後)	約 1 時間 19 分	約 1 時間 36 分	約 1 時間 49 分	約 1 時間 53 分	約 2 時間 01 分
号別	第 10 号				
設置場所	深川				
吹鳴の時期 (流量到達後)	約 2 時間 01 分				

(ア) サイレンの吹鳴区分と時機

- a ダム地点における放流量が洪水量の $1/2$ ($1,500 \text{ m}^3/\text{S}$) に達したとき
- b ダム地点における放流量が洪水量 ($3,000 \text{ m}^3/\text{S}$) に達したとき。及びその後 $1,000 \text{ m}^3/\text{S}$ 増すごと。

(イ) サイレンの鳴らし方

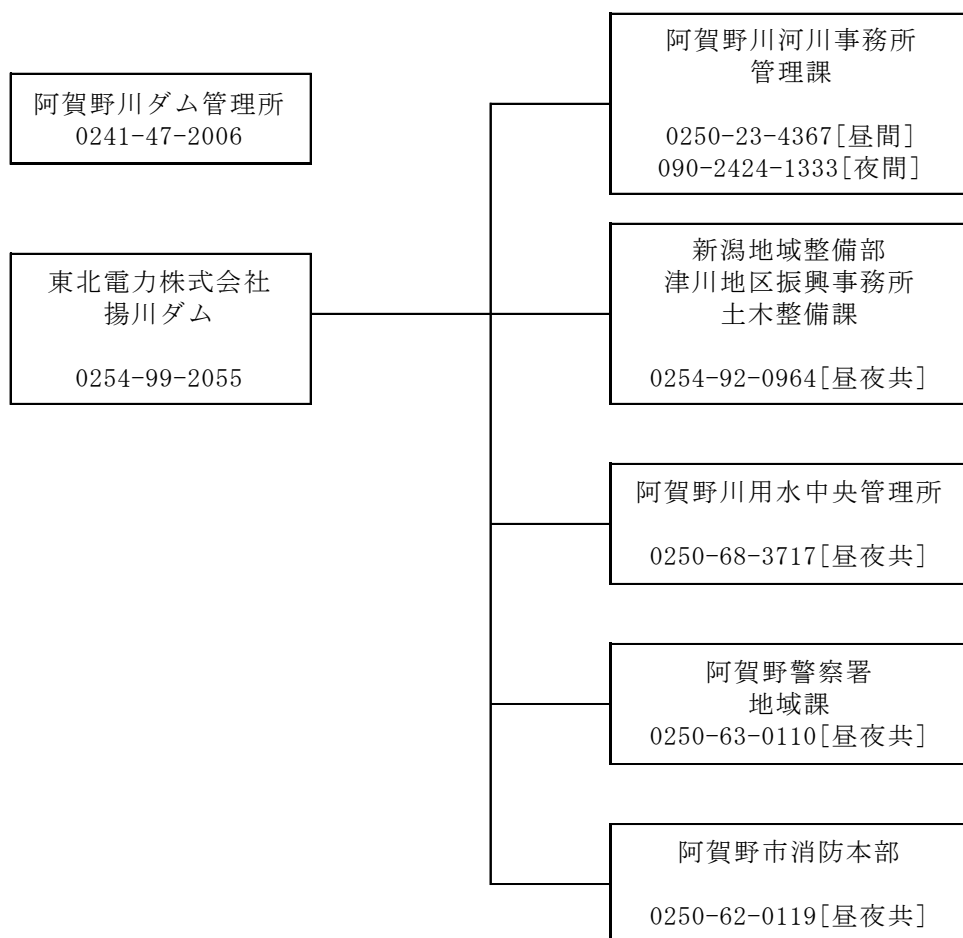


(2) 通知

揚川ダム管理者は、次によりダムの放流状況を市に通報する。市はこの通報を受け特に必要なときは、防災行政無線等により阿賀野川流域住民に情報を伝達する。

- ア ダム放流を開始するとき
- イ ダム地点における放流量が、洪水量 ($3,000 \text{ m}^3/\text{S}$) に達したとき
- ウ その他必要のとき

(3) 通知連絡系統図（阿賀野市関係機関）



35 阿賀野市防災会議条例

平成16年4月1日

条例第16号

改正 平成24年9月26日条例第36号

平成25年3月22日条例第12号

平成26年9月24日条例第49号

平成29年3月22日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、阿賀野市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 阿賀野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画その他水防に関し重要な事項を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 議会議長
- (6) 教育長
- (7) あがの市民病院長
- (8) 消防長及び消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (10) 本市の地域において業務を行う公共的団体等の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の定数は、25人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第6条 会長は、防災会議の事務を処理させるため、防災会議に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、危機管理課長をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受け、局務を掌理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年条例第49号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第3号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

阿賀野市地域防災計画

令和2年3月 全部改定

令和3年3月 一部改訂

令和4年4月 一部改訂

令和5年3月 一部改訂

令和6年3月 一部改訂

令和8年7月 一部改訂

阿賀野市防災会議

事務局

阿賀野市 総務部 危機管理課